



# 東久留米市教育振興基本計画

〔改訂版〕

平成27年11月

東久留米市教育委員会



## はじめに

昭和22年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、核家族化など社会を取り巻く環境は大きく変わりました。教育をめぐる状況も、家庭では教育力の低下、育児に不安や悩みを持つ親の増加、学校ではいじめ・校内暴力などの問題行動、地域社会では近隣住民間の連帯感の希薄化などが顕在化し、これに伴って子どもの生活習慣の乱れ、学ぶ意欲の低下、体力の低下、社会性の低下、規範意識の欠如など、さまざまな課題が生じてきました。このような課題に対応するため、平成18年12月に教育基本法が改正され、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、「教育振興基本計画」を定めることなどが規定されました。これに基づき、本市教育委員会では、市の基本計画と教育委員会が定めた教育目標に沿って、平成26年8月に、「東久留米市教育振興基本計画」を策定しました。この計画では東久留米市が目指す教育の実現に向け、平成30年度までに取り組むべき具体的施策を示しています。

その後、平成27年4月、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、市長と教育委員会の連携の強化など制度の抜本的改革を行うことを目的に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）が施行されました。

同法に基づき、総合教育会議において、教育委員会と市長が「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）」について協議し、合意形成を行った上、5月に市長が「大綱」を策定しました。

ついで、「大綱」と教育振興基本計画との整合性を図る必要から、このたび「大綱」に即して「東久留米市教育振興基本計画」を改訂することとしました。

今後、東久留米市教育委員会では、学校、家庭、地域や各関係機関の方々と連携協力を図りながら、計画の着実な推進に努めていきます。

平成27年11月

東久留米市教育委員会

## <目 次>

第1章	「東久留米市教育振興基本計画」の基本的な考え方	1
	1 「東久留米市教育振興基本計画」策定の背景と目的	1
	2 「東久留米市教育振興基本計画」の位置づけ	3
	3 東久留米市教育委員会の教育目標	5
第2章	「東久留米市教育振興基本計画」の策定	6
	1 東久留米市の教育をめぐる現状と課題	6
	2 東久留米市教育振興基本計画の基本方針と基本施策	11
第3章	「東久留米市教育振興基本計画」の施策体系図	14
第4章	基本施策と具体的施策の内容	15
	I 人権尊重と健やかな心と体の育成	15
	II 確かな学力の育成	22
	III 信頼される学校づくり	35
	IV 生涯学習社会の構築	46
第5章	「東久留米市教育振興基本計画」の実現に向けて	58
資料編	○東久留米市教育振興基本計画策定等委員会設置要綱	59
	○東久留米市教育振興基本計画策定等に関する懇談会運営要領	
	○東久留米市教育振興基本計画策定等に関する懇談会委員名簿、懇談会開催日程	
	○東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕(案)に対するパブリックコメントの実施経過	

### ※表記について

◎原則、「用字・用語ブック」(第5版)及び市の長期総合計画等によっています(同じページに算用数字と漢数字が使われている場合があります。例:3人、三日間、一人ひとりなど)。

◎本文中では平仮名を使用しているも、一部の固有名詞は漢字を使用しています。

## 第1章「東久留米市教育振興基本計画」の基本的な考え方

### 1 「東久留米市教育振興基本計画」策定の背景と目的

国は教育再生の取り組みとして、平成18年12月に教育基本法を改正しました。この改正教育基本法第17条第1項では、国に「教育振興基本計画」を定めることを義務付け、また同条第2項では、地方公共団体に地域の実情に応じた同計画を定めることへの努力義務を課しています。これを受けて国は、平成20年7月に、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「教育振興基本計画」を策定し、平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」を策定しました。

東久留米市教育委員会では、平成23年3月に策定された第4次長期総合計画に掲げられた「子どもの未来と文化をはぐくむまち」の実現に向けてさまざまな教育施策に取り組んでいます。合わせて、東久留米市教育委員会の「教育目標」を定めて、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指しています。

こうした状況の中で、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、東久留米市における教育振興に関する基本的計画を定めることを目的として、平成26年8月に「東久留米市教育振興基本計画」を策定しました。その後、教育目標に掲げる四つの人間像の育成を実現するため、単年度の事業計画を作成し、着実に事業を推進してきました。

一方、平成26年度には、教育委員会の会議に市長が3回出席し、学力向上や健全育成を含め、教育振興基本計画をベースに、広く教育行政について意見交換を行いました。

平成27年4月1日には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）が施行されました。同法に基づき、4月と5月に2回、「総合教育会議」を開催し、教育委員会と市長が「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）」について協議し、合意形成を行いました。

こうした経過を経て、5月に市長が「大綱」を策定しました。

このたび、「東久留米市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）」の改訂を行うのは、「大綱」と「教育振興基本計画」との整合性を図るためです。

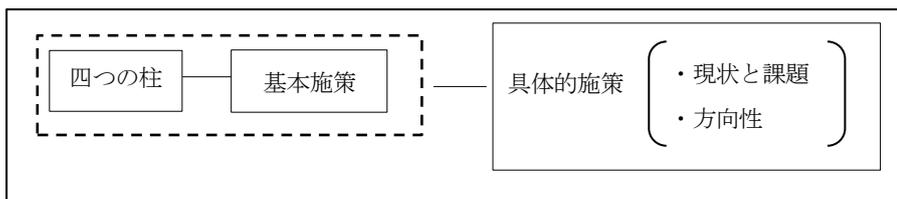
#### <改訂の方針>

- 1 「教育振興基本計画」の「四つの柱」及び「基本施策」の部分を「大綱」に置き換える。

##### ①教育振興基本計画

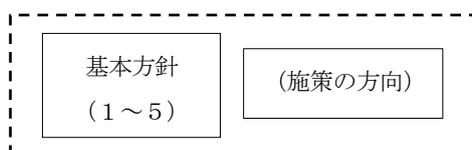
◎平成26年8月 教育委員会決定 ◎計画期間 平成26～30年度（5年間）

◎根拠法：教育基本法第17条第2項



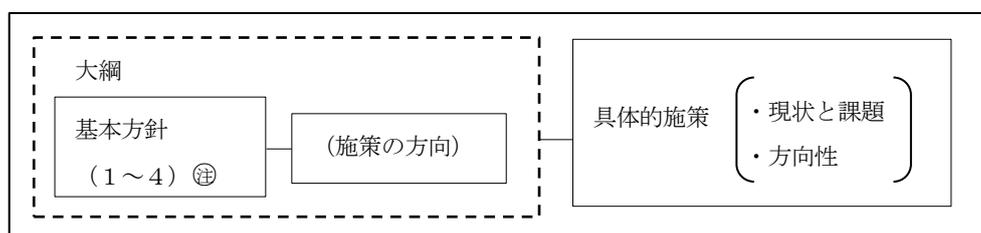
## ②大綱

◎平成27年5月に市長が決定 ◎根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3 ◎①の前図、教育振興基本計画の [ ] 部分に相当



## ③教育振興基本計画（改訂版）

◎平成27年10月以降、教育委員会決定（予定）◎市長が決定した大綱を教育委員会として了承し、取り入れるとともに、大綱に即して改訂する。



注：大綱のうち、市長部局所管の基本方針5は除く。

- 2 「教育振興基本計画」の「具体的施策」を「大綱」の体系に沿って編成するとともに、具体的施策の内容について、「大綱」の趣旨に基づいて必要な見直し（追加・修正）を行う。
- 3 「教育振興基本計画」を策定した平成26年8月から現在までの状況の変化に応じて、データや事実関係の記述の修正を行う。
- 4 計画期間（平成26～30年度）は変更しない。

なお、改訂するに当たり、広く市民の意見を聴取する必要があるため、懇談会の開催及びパブリックコメントを実施しました。

教育基本法《抜粋》

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

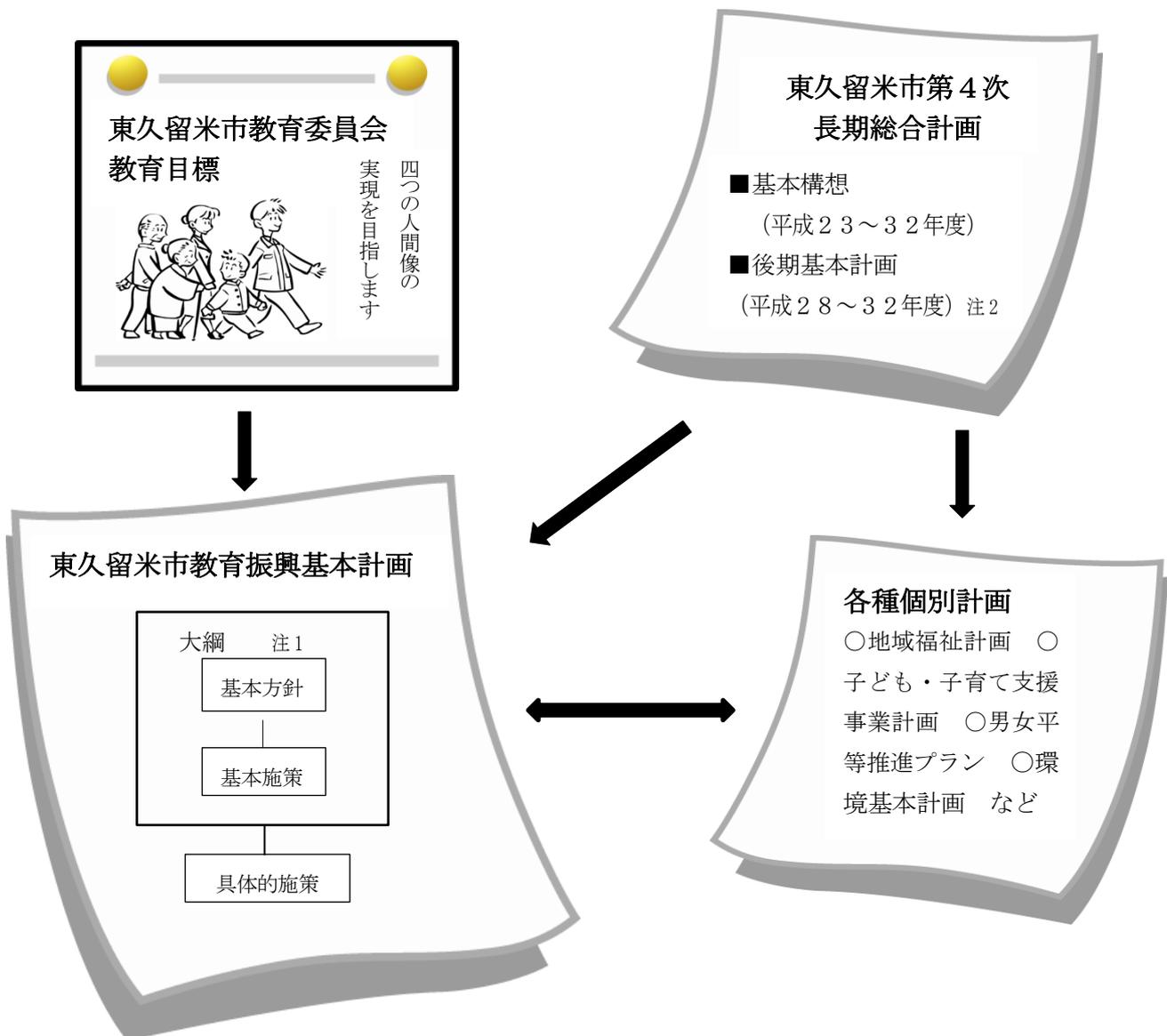
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 2 「東久留米市教育振興基本計画」の位置づけ

### (1) 計画の位置づけ

この計画は、東久留米市長期総合計画・基本構想を踏まえるとともに、東久留米市教育委員会が定めた「教育目標」をもとに策定しています。また、地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画など他の各種個別計画との連携を図りつつ、東久留米市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けます。

ついでには、学校教育や生涯学習に関する各種計画の策定や見直しに当たっては、今後「東久留米市教育振興基本計画」を踏まえるものとします。



(注1) 市長部局の子ども・子育てに係る基本方針・基本施策を除き、基本的に「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の内容を、東久留米市教育振興基本計画に取り込んでいる。

(注2) 「後期基本計画」は平成27年11月1日現在、策定中である。

## **(2) 計画期間**

この計画は、東久留米市が将来を見据えて目指す教育の姿を明らかにし、その実現を図るべく、平成26年度～平成30年度を計画期間として施策の方向性と取り組み施策を体系付け、明確にしたものとします。

## **(3) 今後の方針**

この計画の期間中、本市及び国・東京都において、新たな計画の策定や施策の見直しなどがあった場合は、必要に応じて見直しを行います。

### 3 東久留米市教育委員会の教育目標

---

東久留米市教育委員会では、教育行政の基本となる「教育目標」を策定しています。

この計画では、「教育目標」に掲げられた四つの人間像の育成を、東久留米市の教育の姿として位置づけています。

教育は、生命と個人の尊厳を重んじ、公共の精神を尊び、平和で民主的な国家及び社会の形成者として豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期して行われるものです。あわせて、教育は、わが国の文化と伝統を継承し、新しい文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、国際社会に生きる日本人の育成を期して行うものです。

東久留米市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指します。

教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立ちます。すべての市民が教育に参加することを目指し、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会などと連携して、以下に掲げる人間像の実現を図り、積極的に教育行政を推進していきます。

#### ●自ら学び、知を創造する人間

学ぶことの楽しさを知り、基礎・基本を習得し、それをもとに発想力や創造力を伸ばし、知を創造できる人間を育てます。

そのため、積極的に学ぶ意欲を持ち自分で課題を見付け、主体的に判断し、自らを律して行動し、よりよく問題解決をすることのできる資質や能力等を含めた「確かな学力」を育成します。

#### ●豊かな心と人間性を高めていく人間

人権尊重の理念を正しく理解し、一人一人の生命を守り、自然や環境を大切に持つとともに、社会生活を送る上で必要とされる道徳心と社会に積極的に貢献しようとする意識を備えた人間を育てます。

そのため、自立心、公正さ、責任感や思いやりの心、礼儀、豊かな情操を育成します。

#### ●たくましく成長する人間

人間として創造的な活動をするために健やかな身体を養い、たくましく成長し、充実した人生を送る人間を育てます。

そのため、生涯を通じて健全な食生活の習慣を身に付けるとともに、積極的にスポーツに親しみ、体力づくりに努める習慣や意欲、能力を育成します。

#### ●粘り強く行動し、実現する人間

生涯を通じて常に自らが社会づくりの主体であるという自覚の下に、勇気、公共心を持ち、何事にも挑戦し、目標を実現する人間を育てます。

そのため、学んだことを生かす行動力や自己の能力を伸ばす努力を通して、自己実現を図る意欲や態度を育成します。

## 第2章 「東久留米市教育振興基本計画」の策定

### 1 東久留米市の教育をめぐる現状と課題

#### (1) 市の概要

東久留米市は武蔵野台地のほぼ中央にあつて、東京都心よりも約24kmの西北部にあり、北多摩の東北部に位置し、東西6.5km、南北3.5km、面積は12.92km<sup>2</sup>です。

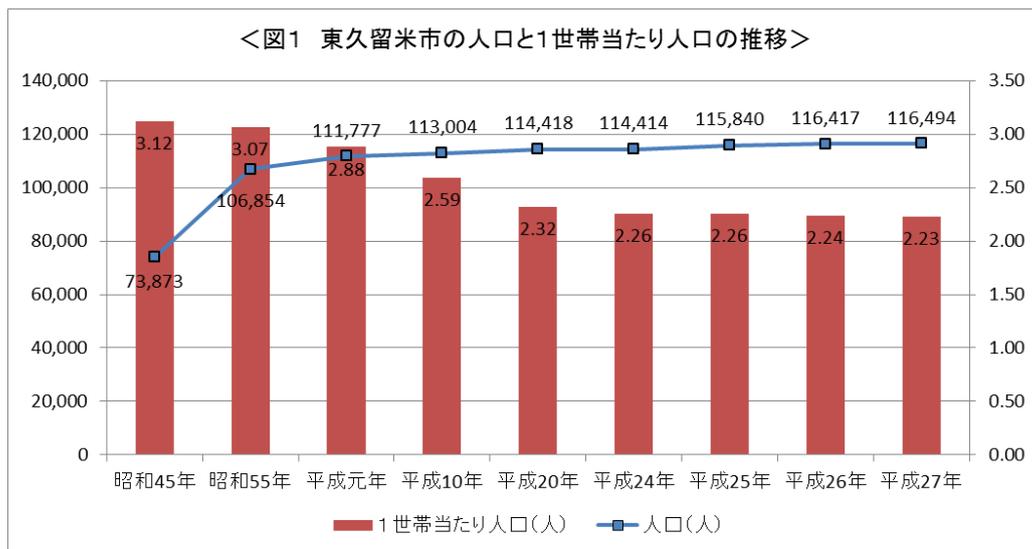
市の中央を黒目川・落合川が東流し、その他の小流も北東に流れています。地下水も豊富で、谷地には数カ所の湧（ゆう）水が見られます。昭和30年代後半からひばりが丘団地・東久留米団地・滝山団地・久留米西団地などが次々と建設され、人口は急激に増加しました。

そして、昭和45年に東京都で22番目の市として「東久留米市」が誕生しました。

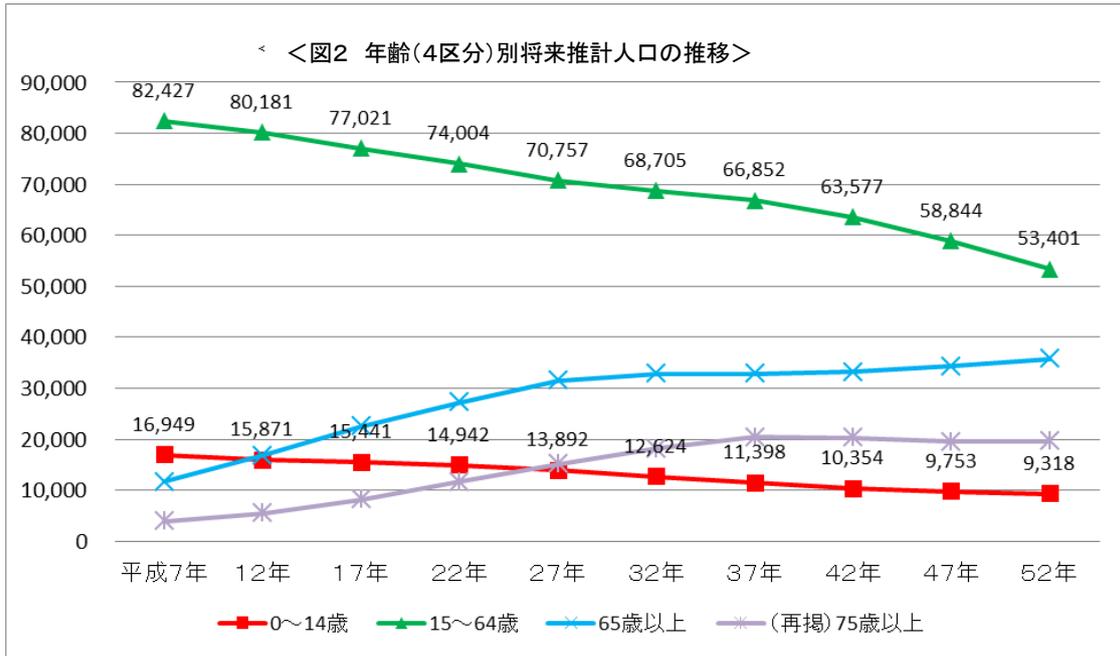
#### (2) 人口と世帯

大規模団地が次々と建設された昭和30年代後半から、人口は急激に増加し、市制施行された昭和45年には73,873人となりました。昭和51年に10万人を超え、昭和60年代からこれまで11万人台で推移し、平成27年は116,494人（外国人住民を含む。）となっています。

また、昭和45年に23,676世帯だった世帯数も、平成27年は52,244世帯（1月1日現在・外国人世帯を含む。）へと増加しています。一方、一世帯当たり人口は年々減少する傾向にあり、昭和45年の3.12人に対し、平成27年では2.23人となっています（図1）。国全体で人口減少、少子高齢化が進行するとされていますが、東久留米市では平成27年ごろをピークに人口が減少していくとともに、少子高齢化の加速が予想されます（図2）。



(注)各年1月1日現在 資料:総務部情報管理課「統計東久留米」



(注) 各年10月1日現在 資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

### (3) 学校教育について

少子化、高齢化、グローバル化、高度情報化など教育を取り巻く社会の動向については大きな変化が見られます。それに伴い地域社会やライフスタイルにも大きな変化が見られ、教育にもさまざまな影響が見られます。東久留米市には市立小学校13校、市立中学校7校があり、平成27年5月1日現在、8,317人の児童・生徒が就学しています(表1・表2)。

小学校の児童数は昭和54年度の13,063人、中学校の生徒数は昭和60年度の5,794人をピークに減少してきました。「平成24年度 教育人口等推計の概要」によると、平成29年度まで微減するものの、ほぼ横ばいで推移すると予想されています(図3・図4)。

また、学級数についても小学校は昭和54年度の354学級、中学校は昭和60年度の144学級をピークに減少してきています。

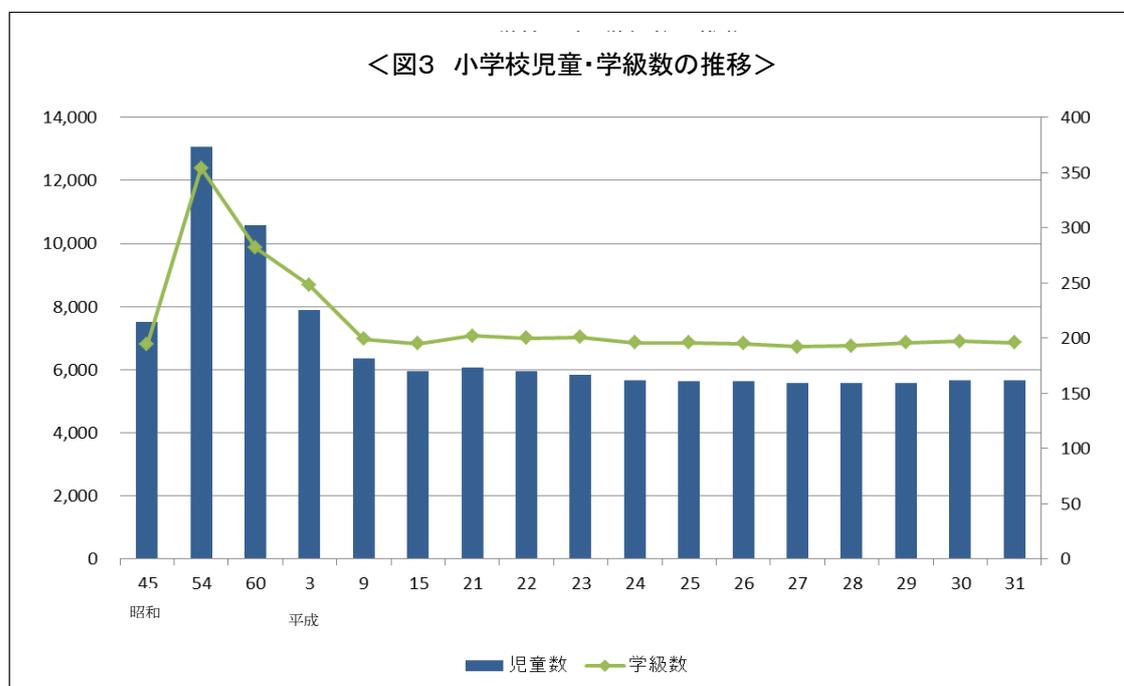
<表1 平成27年度児童数及び学級数>

平成27年5月1日現在

小学校名	1年	学級	2年	学級	3年	学級	4年	学級	5年	学級	6年	学級	児童計	学級計
第一小学校	80	3	89	3	80	2	76	2	79	2	90	3	494	15
第二小学校	90	3	81	3	91	3	94	3	105	3	92	3	553	18
第三小学校	59	2	94	3	69	2	80	2	79	2	84	3	465	14
第五小学校	115	4	89	3	106	3	102	3	87	3	108	3	607	19
第六小学校	60	2	48	2	54	2	45	2	54	2	56	2	317	12
第七小学校	89	3	81	3	101	3	95	3	102	3	108	3	576	18
第九小学校	83	3	96	3	105	3	91	3	77	2	98	3	550	17
第十小学校	67	2	54	2	61	2	43	2	60	2	67	2	352	12
小山小学校	61	2	67	2	59	2	53	2	63	2	59	2	362	12
神宝小学校	58	2	57	2	47	2	41	2	62	2	57	2	322	12
南町小学校	69	2	81	3	73	2	65	2	74	2	62	2	424	13
本村小学校	51	2	60	2	65	2	61	2	56	2	62	2	355	12
下里小学校	28	1	21	1	18	1	12	1	21	1	23	1	123	6
合計	910	31	918	32	929	29	858	29	919	28	966	31	5,500	180

特別支援学級	1年	2年	3年	4年	5年	6年	児童計	学級計
三小すずかけ	2	2	2	5	6	4	21	3
七小しらゆり	4	5	3	3	4	2	21	3
神宝小わかば	1	1	0	4	1	3	10	2
南町小ひまわり	6	0	0	1	1	1	9	2
南町小たけのこ	1	2	3	2	5	2	15	2
合計	14	10	8	15	17	12	76	12

※学籍のみの児童を除く。



(注)各年5月1日現在 資料:平成24年度までは文部科学省「学校基本調査」、平成25年度以降は東京都「平成24年度教育人口等推計の概要」の推計値

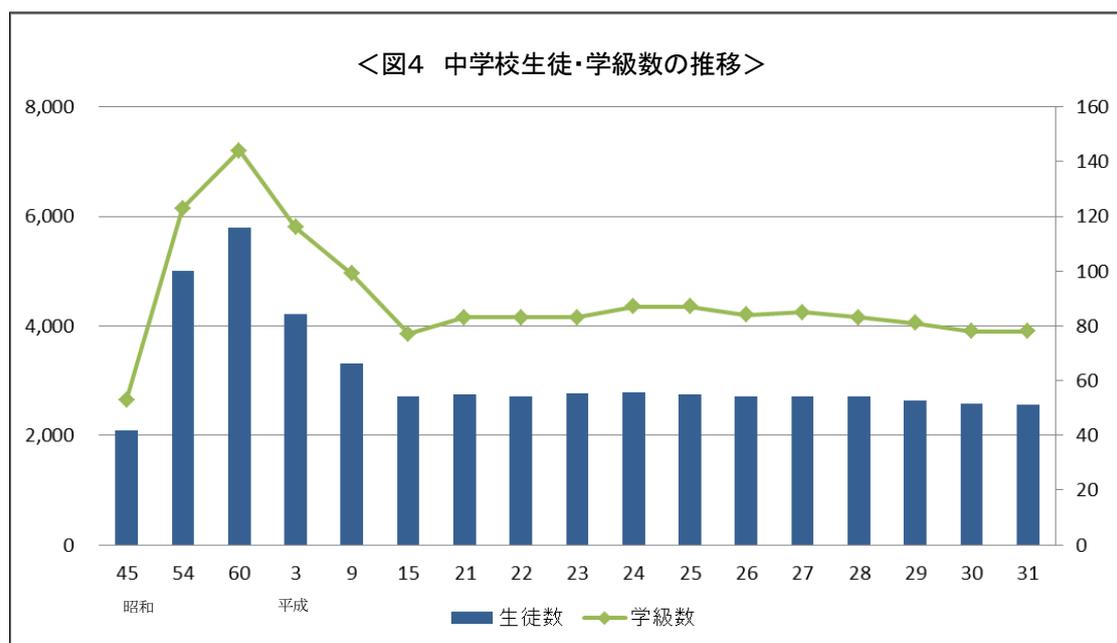
<表2 平成27年度生徒数及び学級数>

平成27年5月1日現在

中学校名	1年	学級	2年	学級	3年	学級	生徒計	学級計
久留米中学校	165	5	174	5	152	4	491	14
東中学校	70	2	67	2	73	2	210	6
西中学校	141	4	152	4	149	4	442	12
南中学校	144	4	143	4	135	4	422	12
大門中学校	113	4	110	3	129	4	352	11
下里中学校	141	4	129	4	120	3	390	11
中央中学校	129	4	124	4	127	4	380	12
合 計	903	27	899	26	885	25	2,687	78

特別支援学級	1年	2年	3年	生徒計	学級計
東中学校9組		5	5	12	2
西中学校 I 組		8	3	12	2
中央中学校7組		6	6	20	3
合 計		19	14	44	7

※学籍のみの児童を除く。



#### (4) 生涯学習について

地域社会は市民の生活の場であるとともに、市民の交流と生涯学習の場でもあります。生涯学習に対する従来の考え方は社会教育、生涯教育という、いわば社会的に教育を行う行政(市)からの一方通行的な見地に立つものでした。

しかし、昨今の少子化、高齢化、核家族化などの社会環境の変化により地域の連帯意識が希薄化し、特に教育のあり方においては地域や家庭の教育力が低下していること、また教育関連法の改正などにより、生涯学習の理念が「一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない(平成18年12月、改正教育基本法)」と規定されたことなどもあって、市と市民間における双方向性という考え方に変わってきています。

## 2 東久留米市教育振興基本計画の基本方針と基本施策

---

平成18年12月の改正教育基本法では、改正前の教育基本法に引き続き、「個人の尊厳」を重んずることを宣言するとともに、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」が盛り込まれ、国際社会に生きる日本人の育成を期すものとなっています。

そこで東久留米市教育委員会では、「教育目標」を具体的に実現するため、次に掲げる四つの事項を計画の基本方針として取り組んでいきます。

### I 人権尊重と健やかな心と体の育成

多様な人々がともに暮らす社会にあっては、人権尊重の理念を正しく理解し、生命を大切に、社会生活の基本的ルール、善悪の判断や思いやりの心を身に付け、社会に貢献する精神を育（はぐく）むことが求められます。変化の激しいこれからの社会を生き抜くために、子どもたちに、確かな学力とともに豊かな人間性や健康・体力の知・徳・体の力をバランスよく身に付けさせることが大切です。

大きな社会問題となっている「いじめ」も解決しなければなりません。道徳教育の充実とともに防災活動などに取り組むことにより、お互いを支え合う心を育むことができます。

また、健全な心の発達・成長とともに健やかな体を育むためには、生涯を通してスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上が求められます。2020年には東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。子どもたちに素晴らしい経験をさせるためにも、この貴重な機会を生かした教育を推進していかなければなりません。さらに、健康な体づくりには、食に関する教育も大切です。

#### [基本施策]

- ア 人権尊重教育の推進
- イ 道徳教育の充実
- ウ いじめ防止教育の推進
- エ 不登校問題への対応
- オ 防災教育の推進
- カ オリンピック・パラリンピック教育の推進
- キ 体育・健康教育の推進
- ク 食育の推進

## Ⅱ 確かな学力の育成

義務教育の目的は、社会に出て自立して生きていくために必要となる力を身に付けさせることです。子どもたちは、基礎的・基本的な知識や技能はもちろん、思考力、判断力、表現力や学ぶ意欲などを含めた幅広い学力を身に付けなければなりません。

また、社会のグローバル化に積極的に対応できる人間を育てることは、日本の発展にとって必要なことです。同時に、これからの東久留米の地域や産業を支え発展させる人間を育てていきます。さらに、学習活動を支える学校図書館の整備も大切です。

### [基本施策]

- ア 基礎的・基本的な学力の定着
- イ 思考力、判断力、表現力の育成
- ウ グローバル社会で活躍できる人間の育成
- エ 地域社会の活性化に貢献できる人間の育成
- オ 学校図書館の充実

## Ⅲ 信頼される学校づくり

「学校」は、保護者が安心して子どもたちを通わせることができる場所でなくてはなりません。そのためには、学校全体で子どもたちを健やかに育むことが大切です。さらに、地域の協力を得ることで教育活動を一層充実させていくことができます。

教員の資質や指導力の向上を図るとともに、特別な支援が必要な子どもたちへの指導の充実、安心して通学し学習できる学校施設の整備も必要です。

また、教科書採択や学校の適正規模・適正配置については、教育委員会において、保護者・市民への説明責任を果たしながら推進することが必要です。

### [基本施策]

- ア 校長のリーダーシップの確立
- イ 地域との連携
- ウ 教員の資質・能力の向上
- エ 特別支援教育等の充実
- オ 安全・安心な学校づくり
- カ 教科書採択の適正な実施
- キ 学校の適正規模・適正配置

#### Ⅳ 生涯学習社会の構築

生涯学習は少子高齢化の進む地域社会において、その活力の維持と発展にとって極めて大切です。学校で学んだことを「学校」だけで終わらせず、文化活動やスポーツ活動など、卒業しても学び続けることのできる環境づくりが、地域の文化の発展に寄与することになります。

市の第4次長期総合計画の基本目標である「子どもの未来と文化をはぐくむまち」の中の基本的な施策、「生涯学習の推進」に位置づけられている「生涯学習活動の充実」「図書館サービスの充実」「文化財の保護と活用」「市民スポーツの振興」を施策の基本とし、生涯学習社会の構築を目指します。とりわけ、「市民スポーツ」は2020年東京オリンピック・パラリンピックへの機運を醸成することにつながるため、一層の振興を図ります。

また、学校教育と連携し、放課後の子どもたちの学習活動や体験活動を充実させていきます。

##### [基本施策]

- ア 生涯学習活動の充実
- イ 図書館サービスの充実
- ウ 文化財の保護と活用
- エ 市民スポーツの振興
- オ オリンピック・パラリンピックへの機運の醸成
- カ 放課後子供教室の実施

### 第3章 東久留米市教育振興基本計画の施策体系図



## 第4章 基本施策と具体的施策

### I 人権尊重と健やかな心と体の育成

#### 《目標》

すべての学校教育の基盤として、人と人とのかかわりを大切にし、人権尊重の精神を育てる人権教育を推進します。

心と体の教育の充実及び自己実現を目指そうとする意欲・態度や自発的な精神を育成する教育を推進するとともに、生涯を通じ、健康に関心を持ち、自らスポーツに親しみ、体力づくりに積極的に取り組む機会の充実を目指します。

健康について自ら考え判断できるよう、学校における食育の充実に努め、健康保持・増進を図り、心と体の健全な育成を目指します。

#### 基本施策一ア 「人権尊重教育の推進」

国際化、情報化、高齢化等の進展に伴い、さまざまな人権問題が生じています。子どもたちが人権問題を正しく理解し、多様な人々とともに暮らしていける人権尊重の理念を基盤とした教育を推進します。

#### 具体的施策

##### 1 人権教育の推進 (指導室)

###### 【現状と課題】

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進する必要があります。そのため、教員の人権感覚を高め、人権についての知識を身に付けさせるとともに、身の回りにあるさまざまな差別の解消を図ります。

###### 【方向性】

- ◎校長会、副校長会をはじめ初任者研修会等で、教員の職層に応じて幅広く人権感覚を高める研修を実施します。
- ◎人権感覚を高めるためのリーフレット・カード・しおりを活用し、教員の人権感覚を高め、人権尊重の理念をすべての教員に定着させます。
- ◎人権教育推進委員会において、各校の人権意識を啓発するリーダー研修を実施し、人権についての知識や行動を全教職員に周知します。
- ◎児童・生徒の人権感覚を高めるために、児童・生徒の人権「標語」「ポスター」「作文」の募集を行い、優秀作品を表彰します。

##### 2 豊かな人間性の育成、心の教育の推進 (指導室)

###### 【現状と課題】

子どもたちが人権感覚を磨き、自他を慈しみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校、家庭及び地域の連携を図る必要があります。

### 【方向性】

- ◎人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校・家庭及び地域の連携を図るために、学校一斉公開日や学習発表会等の学校行事を公開し、児童・生徒の学習成果・表現活動を発表する機会を設けていきます。
- ◎各校で人権俳句等を作成したり、人権をテーマにしたグループ発表をしたりするなど、「人権尊重推進月間」の取り組みを行います。
- ◎学習発表会等、年間に数回行われる学校行事の公開には、保護者や地域の人々の積極的な参加を促し、児童・生徒が学習の成果を発表することで、児童・生徒が自ら高め合い、集団意識の醸成につなげていきます。

### 基本施策ーイ 「道徳教育の充実」

道徳の教科化が進められています。社会生活の基本的ルール、善悪の判断や思いやりの心、支え合いの精神を身に付けることができるよう、道徳教育を充実させます。

### 具体的施策

#### 3 道徳授業の改善 (指導室)

##### 【現状と課題】

平成27年3月に道徳の新しい学習指導要領が示され、平成30年度から小学校で、平成31年度から中学校で「特別の教科 道徳」が実施されます。教科書を用いた、考え、議論する道徳の授業への転換が図られます。「特別の教科 道徳」の実施に向けて、準備を進めていかなければなりません。

##### 【方向性】

- ◎文部科学省や東京都教育委員会の動向を踏まえ、「特別の教科 道徳」を先取りした授業を授業改善研究会道徳部会等で実施し、「特別の教科 道徳」の内容や指導方法、評価方法を研究し、その成果を周知します。
- ◎市が指定した道徳教育研究校を中心に「特別の教科 道徳」の研究を推進します。モデルとなる授業や評価方法を公開します。

#### 4 家庭・地域社会との連携 (指導室)

##### 【現状と課題】

価値観が多様化する社会においては、社会生活上のルールやモラル、命の大切さなど、道徳教育を効果的に推進するためには、学校とともに家庭及び地域社会が連携し、ともに道徳教育について考え、推進する必要があります。

##### 【方向性】

- ◎学校における道徳教育を推進するため、全教育活動を通じて児童・生徒の道徳性を高めるとともに、道徳の授業の充実を目指します。
- ◎道徳授業地区公開講座等を全校で実施し、学校、家庭及び地域が子どもたちの心の育成について協議し、三者の連携を一層深めます。

## 基本施策一ウ 「いじめ防止教育の推進」

「いじめ」は命と人格の尊厳にかかわる問題です。東久留米市いじめ防止対策推進条例を踏まえ、いじめを防止する教育を推進します。

### 具体的施策

#### 5 いじめに関する授業の実施（指導室）

##### 【現状と課題】

「いじめ問題に関する研究報告書」（平成26年2月 東京都教職員研修センター）によると、いじめを見たり聞いたりしたときにどのような行動をとったのかを聞いたところ、「何もしなかった」という回答が約半数でした。「何もしなかった」という児童・生徒の回答では、「かわいさをもちたくないから」「自分がいじめられたくないから」という回答が80%以上でした。

いじめを防止するためには、児童・生徒がいじめへの認識を深め、いじめに関する意識を変え、いじめ問題を主体的に解決しようとする態度を身に付けさせなければいけません。

##### 【方向性】

- ◎「いじめに関する授業」の年3回の実施など、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、児童・生徒が、誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任をもって行動できるような規律ある集団をつくります。
- ◎全ての児童・生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができる教育活動を実践して、児童・生徒の自尊感情を高めます。

#### 6 児童・生徒による主体的な取り組みの推進（指導室）

##### 【現状と課題】

道徳や特別活動などの授業で児童・生徒一人ひとりに思いやりの心を育て、いじめ問題への理解を深めるとともに、学校全体で、児童・生徒が主体的に、いじめ問題を解決していこうとする意識を醸成することが大切です。

##### 【方向性】

- ◎人権尊重推進月間での「標語」「ポスター」「作文」への取り組みなど、児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進します。
- ◎中学校の生徒会の代表者が集まって話し合いを行う「中学校生徒会サミット」を開催し、いじめ問題の解決についても議論します。

#### 7 情報モラル教育の推進（指導室）

##### 【現状と課題】

コンピュータやインターネットの普及によって児童・生徒が日常的に情報機器に触れる機会が増える一方、サイバー犯罪やネットいじめに巻き込まれる事例も増えています。

また、有害な情報を含むサイトが濫立している中で、児童・生徒が望ましくない影響を

受けることも危惧されます。

このため、児童・生徒の情報活用能力及び規範意識を向上させるための情報モラル教育の充実が重要です。

#### 【方向性】

- ◎児童・生徒が被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、小学校段階から情報モラル教育を系統的に推進します。
- ◎学校支援室の情報教育支援員や警察、関係団体等と連携し、情報モラルの意識向上を図る教育活動を充実させます。
- ◎情報モラルの意識向上には学校だけでなく、家庭や地域による理解や協力が不可欠です。教員への研修を進めるとともに保護者や地域への啓発活動を行います。

### 基本施策一エ 「不登校問題への対応」

学校、適応指導教室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど関係諸機関が連携を強化し、組織的・多面的に児童・生徒を支援することで、不登校児童・生徒数を減らします。

#### 具体的施策

### 8 不登校問題への対応（指導室）

#### 【現状と課題】

本市の不登校児童・生徒数は長期的には減少傾向にあるものの、平成25年度からはやや増加しています。特に、中学生の不登校生徒数が増えています。不安や情緒の混乱、無気力といった「本人にかかわる問題」をきっかけとする不登校が多く、こうした傾向は全国や東京都の状況と共通しています。

不登校児童・生徒数を減らすためには、学校とともに関係諸機関が連携して、組織的に対応することが必要です。

#### 【方向性】

- ◎個別適応計画書を活用し、各校における長期欠席児童・生徒の一人ひとりの状況を把握し、「いじめ0（ゼロ）」「不登校0（ゼロ）」の学校を目指し、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めます。
- ◎課題に迅速かつ的確に対応できる教員の育成に努め、学校における指導体制や相談機能を充実させます。教育相談室・学習適応教室・スクールソーシャルワーカー等の関係各機関と協力して課題の解決に当たります。
- ◎不登校問題の解決に向けての迅速な対応を図るため、生活指導主任会において、国や東京都からの方針等の情報提供を速やかに行います。

## 基本施策一オ 「防災教育の推進」

自然災害に備えて、防災についての知識や技能を習得するだけでなく、社会参加や社会貢献の意識を高めるための防災教育を推進します。

### 具体的施策

#### 9 防災教育の推進（指導室）

##### 【現状と課題】

災害から身を守るためには、地震や台風などのさまざまな自然災害について学び、危険性を理解、認識し、行動できるようにすることが必要です。

避難訓練等を見直し、大地震に備えた実践的な内容にするとともに、消防署や地域住民等との連携を強化していきます。

##### 【方向性】

- ◎指導資料「安全教育プログラム」や副読本「地震と安全」を活用し、児童・生徒の防災意識を高めていきます。
- ◎毎月実施する避難訓練では、登・下校中、放課後、校外学習中などのさまざまな状況や、保護者に連絡がつかない場合を想定した訓練等を実施するなど、全小・中学校で一層効果的な訓練を行います。
- ◎消防署や地域と連携した避難訓練を全小・中学校で実施し、学校や関係機関と連携した防災体制づくりを進めます。
- ◎防災教育の中心となる教員が「学校安全教室指導者講習会」等を受講して、指導力を高めていきます。

#### 10 社会の一員としての豊かな心の育成（指導室）

##### 【現状と課題】

中学生は、災害発生時に地域において一定の役割を担うことが期待されます。

学校内の活動とともに、地域や関係機関と連携した奉仕活動や地域活動等を通して、児童・生徒の社会の一員としての自覚を高め、社会に貢献しようとする精神を育成する必要があります。

##### 【方向性】

- ◎道徳や学級活動等において、集団の一員としての望ましい態度を育成します。
- ◎社会参加や社会貢献の意識を高めるため、地域清掃活動・美化活動、防災活動等の地域活動に積極的に参加させ、地域を構成する一員としての自覚を持たせます。

### 基本施策一カ 「オリンピック・パラリンピック教育の推進」

オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念等について正しく理解し、国際理解を深め、国際親善や人権尊重の精神を育てるために、オリンピック・パラリンピック教育を推進します。

#### 具体的施策

#### 1 1 オリンピック・パラリンピック教育の推進 (指導室)

##### 【現状と課題】

平成27年度は、本市小学校8校、中学校5校が東京都教育委員会から「オリンピック・パラリンピック教育推進校」の指定を受けました。推進校においては率先してオリンピック・パラリンピック教育に取り組み、その成果を他校に周知することにより、市全体のオリンピック・パラリンピック教育を推進していきます。

##### 【方向性】

- ◎オリンピック・パラリンピック教育推進校において、運動・スポーツへの興味・関心を高める取り組みや東京都教育委員会主催の「オリンピック・パラリンピアン」の学校への派遣事業」等を実施するとともに、その取り組みを紹介する機会を設けます。
- ◎オリンピック・パラリンピック教育推進校とともに、市内全小・中学校において、東京都教育委員会発行のオリンピック・パラリンピック教育推進のための補助教材等を活用した学習を年間指導計画の中に位置付け、児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際親善や世界平和に果たす役割等について、正しく理解できるよう指導します。

### 基本施策一キ 「体育・健康教育の推進」

子どもたちが積極的に体育やスポーツに親しみ、健康増進や体力向上を図ることができるよう、体育・健康教育を推進します。

#### 具体的施策

#### 1 2 子どもたちの体育・健康教育の充実 (指導室) (生涯学習課)

##### 【現状と課題】

学校では、児童・生徒の体力の現状を把握し、体育・健康教育の充実を図り、健康や体力づくりに関する意識を高め、健康を保持・増進する資質や能力を育む努力をしていますが、本市の児童・生徒の体力テストの結果から、得点の高い子どもと低い子どもに二極化する傾向が見られます。

小学校「体育」及び中学校「保健体育」の授業において、運動の質的・量的充実を図るとともに、クラブ活動や部活動等で運動している児童・生徒ほど得点が高いことから、今後も引き続き、各地域における子どものスポーツ活動の充実に向けた取り組みを促す施策に力を入れる必要があります。

## 【方向性】

- ◎体力・運動能力等調査の結果など児童・生徒の体力等にかかわる実態を踏まえ、小学校「体育」及び中学校「保健体育」の授業における指導方法の一層の工夫・改善を推進します。
- ◎教員を対象とした体育実技研修を実施します。
- ◎少年少女駅伝大会、「高崎市はるな梅マラソン」選手派遣（地域間交流）、スポーツ少年団体カテスト等、子どもを対象としたスポーツ事業を実施します。
- ◎中学生「東京駅伝」大会に参加することにより、中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上への意識を高めます。

### 基本施策一ク 「食育の推進」

健康な体づくりには、食の衛生面や食生活に関する知識も必要です。栄養に偏りのない食品の選択や地場産農作物の給食への活用など、食に関する教育を推進します。

#### 具体的施策

#### 1 3 食育に関する指導の充実（学務課）

##### 【現状と課題】

偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが課題となっており、各学校に食育に関する分掌や委員会を設け、「食育リーダー」を設置し、「食に関する指導の全体計画」「食育年間指導計画」を学校栄養士と連携して作成しています。さらに外部講師も招へいし、各教科の授業の中で食育指導を行っています。

##### 【方向性】

- ◎食育を知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、地場産農作物の給食への活用など、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるため、食に関する教育を推進します。

## Ⅱ 確かな学力の育成

### 《目標》

子ども一人ひとりへの幅広い知識と教養、技術の習得を目指すとともに、学習への意欲、思考力、判断力、表現力などの資質や能力を含めた「確かな学力」の育成を図ります。

### 基本施策ーア 「基礎的・基本的な学力の定着」

子どもたちが幅広い学力のもととなる基礎的・基本的な知識や技能を身に付けるために、子どもたち一人ひとりの学力や発達段階に応じた「分かる授業」を実践するとともに、補習体制など教育環境を整備していきます。

### 具体的施策

#### 1 学力の定着を図るための取り組みの推進（指導室）

##### 【現状と課題】

全国学力・学習状況調査結果（平成27年度）の平均正答率を東久留米市と全国、東京都と比較してみると、小学校では国語・算数・理科において、「A知識」「B活用」ともに全国及び東京都の数値を下回っています。中学校では国語・数学において、「A知識」「B活用」ともに東京都の数値は下回っているものの、全国の数値は上回っています（表3・図5～6）。

また、全国平均正答率未満の児童の割合をみると、小学校では、算数の「A知識」において全国の数値を下回るものの、国語の「A知識」「B活用」及び算数の「B活用」、理科においては上回っており、基礎的学力が定着していない児童が多くいることが分かります（表4）。

国や東京都、本市独自の学力調査を活用して、児童・生徒の各校の課題の解決を図るために、学習指導の工夫・改善を推進する必要があります。

＜表3 平成27年度 全国学力・学習状況調査(平均正答率)＞

			東久留米市	東京都(公立)	全国(公立)
小学校6年	国語	A(知識)	68.7%	72.3%	70.0%
		B(活用)	62.7%	66.5%	65.4%
	算数	A(知識)	75.0%	77.4%	75.2%
		B(活用)	44.0%	47.8%	45.0%
	理科		57.9%	62.4%	60.8%
中学校3年	国語	A(知識)	77.1%	77.2%	75.8%
		B(活用)	66.9%	67.0%	65.8%
	数学	A(知識)	65.9%	66.3%	64.4%
		B(活用)	42.9%	44.0%	41.6%
	理科		53.6%	52.5%	53.0%

※資料:文部科学省・国立教育研究所「平成27年度全国学力・学習状況調査結果」

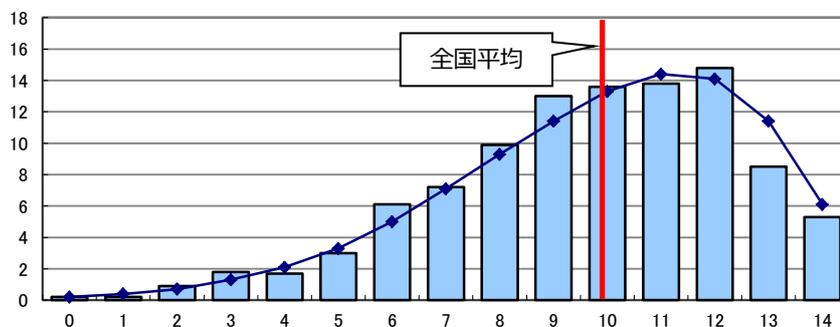
<表4 平成27年度 全国学力・学習状況調査 平均正答率(全国)未滿の児童・生徒の割合>

			東久留米市	東京都(公立)	全国(公立)
小学校6年	国語	A(知識)	44.1%	36.2%	40.8%
		B(活用)	40.1%	35.8%	37.9%
	算数	A(知識)	35.1%	31.7%	36.3%
		B(活用)	47.8%	43.6%	47.3%
	理科		51.2%	42.1%	45.5%
中学校3年	国語	A(知識)	35.3%	33.8%	37.5%
		B(活用)	32.3%	31.8%	34.2%
	数学	A(知識)	44.1%	42.5%	45.9%
		B(活用)	53.2%	51.2%	55.2%
	理科		49.1%	51.5%	50.8%

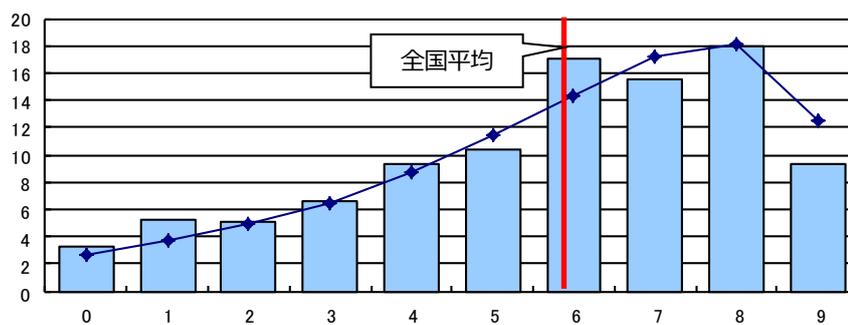
<図5 平成27年度 全国学力・学習状況調査(教科別正答数分布)～小学校>

※縦軸:児童数の割合、横軸:正答数 ※棒グラフ:東久留米市、折れ線グラフ:全国

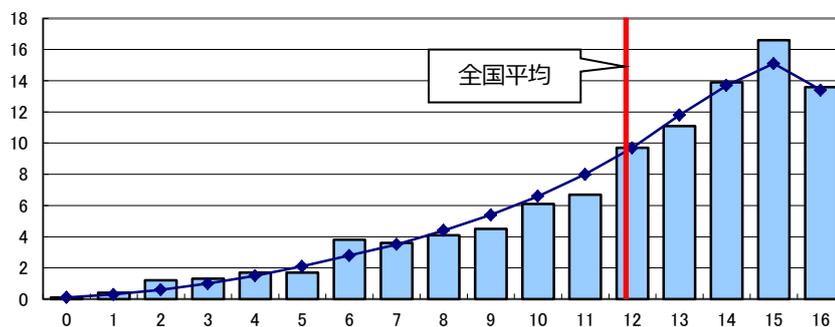
【小学校国語A(主として「知識」に関する問題)】



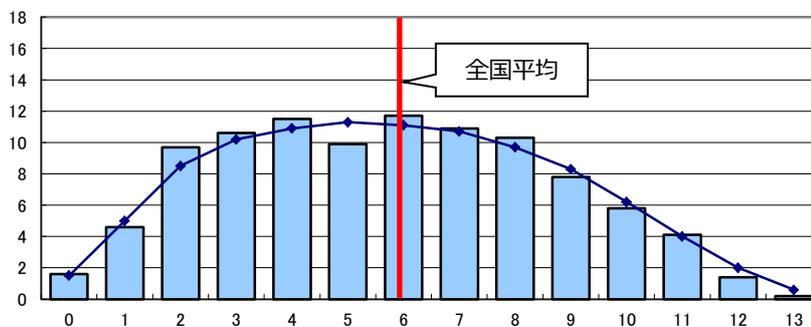
【小学校国語B(主として「活用」に関する問題)】



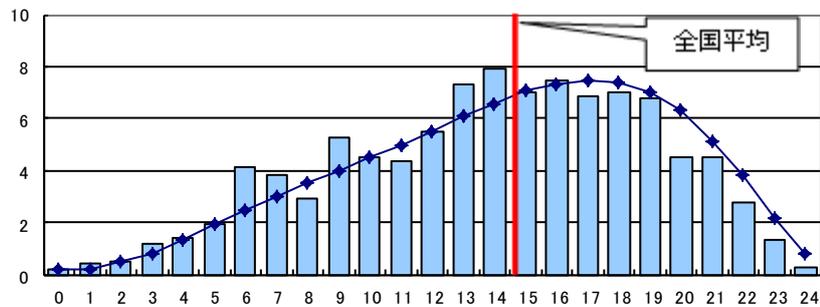
【小学校算数A(主として「知識」に関する問題)】



【小学校算数B(主として「活用」に関する問題)】



【理科】



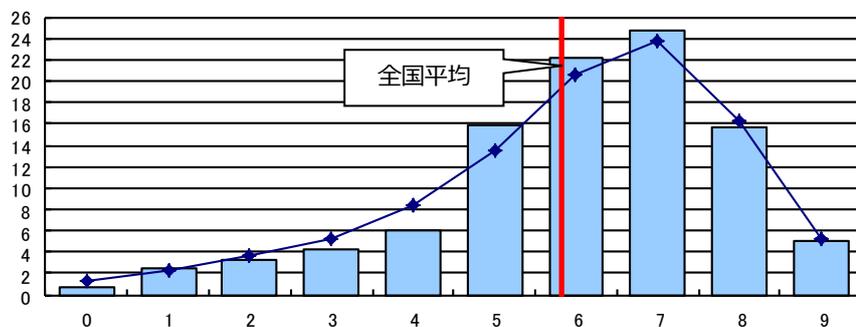
<図6 平成27年度 全国学力・学習状況調査(教科別正答数分布)～中学校>

※縦軸:生徒の割合、横軸:正答数 ※棒グラフ:東久留米市、折れ線グラフ:全国

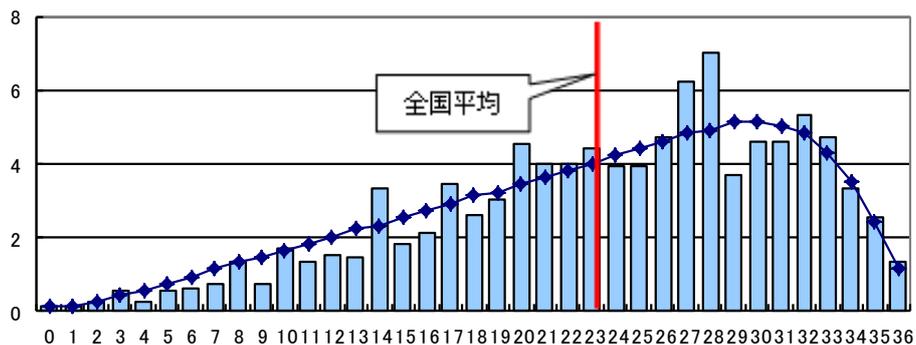
【中学校国語A(主として「知識」に関する問題)】



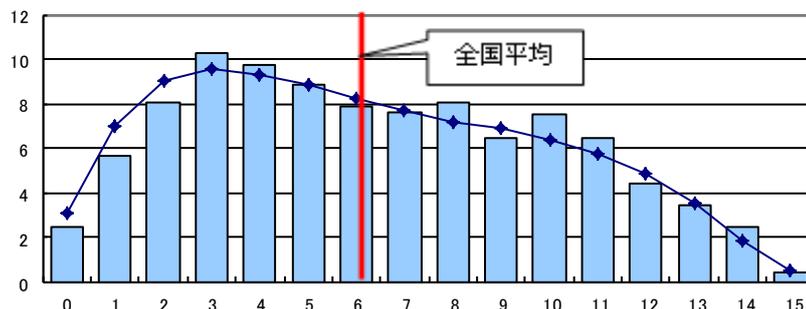
【中学校国語B(主として「活用」に関する問題)】



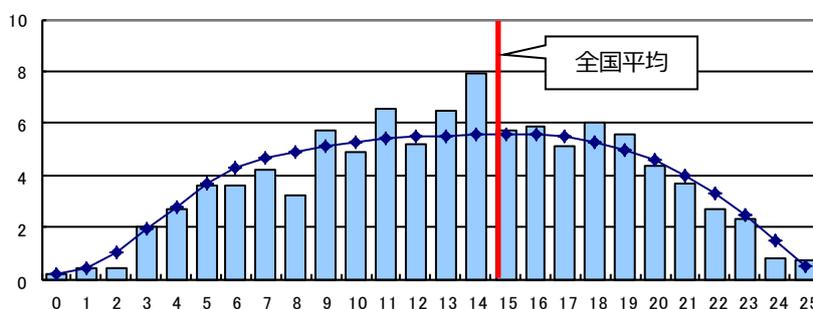
【中学校数学A(主として「知識」に関する問題)】



【中学校数学B(主として「活用」に関する問題)】



【理 科】



【方向性】

- ◎学力調査の結果については、児童・生徒一人ひとりの学習における改善点を明確にして、児童・生徒や保護者に対して還元するために、分布や伸び率について、市全体とともに学校ごとの結果を公表します。
- ◎国や東京都、本市独自の学力調査の結果分析等により、各学校の課題を明確にして授業改善推進プランを立てることで、基礎的・基本的な知識・技能を着実に習得できる授業への改善を推進します。
- ◎全小学校第1～4学年の児童を対象に、外部人材を活用した算数の補習教室「子供土曜塾」を実施し、「やればできる」という自信と自己有用感をもたせ、学習意欲の向上を図ります。
- ◎「東京ベーシック・ドリル」を活用し、分からない部分に立ち戻り、繰り返して行う学習を推進し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図ります。
- ◎児童・生徒の課題に即した授業研究等、教科別の授業改善研究会の取り組みを推進し、全教員の指導力向上を図ります。
- ◎地域の方々の積極的な参加・協力により、「子供土曜塾」や補習教室を充実させます。

2 家庭学習の積極的な展開 (指導室)

【現状と課題】

これまでの各種学力調査の結果から、家庭で自ら計画を立てて学習している児童・生徒のほうが、学力調査の平均正答率が高いなど、学習習慣の確立と学力の定着に関係があることが明らかになっています。

家庭における学習習慣の確立に向けて、学校と家庭が連携した取り組みを推進して、家庭での学習時間を確保して、基礎的・基本的な学習内容の定着を図る必要があります。

#### 【方向性】

- ◎学力調査の結果（個票）を児童・生徒一人ひとりに返却し、学習の成果として本人及び家庭に周知し、家庭学習の見直しや推進を図ります。
- ◎学校だよりや保護者会等で、学力調査の市及び学校ごとの結果を説明し、市や学校の課題を明らかにして、学習のポイントについて説明します。
- ◎家庭学習の習慣化を図るため、授業との関連を図り、計画的・継続的に課題を与えるなど、課題の出し方を工夫します。
- ◎小学校では、育成したい資質・能力を明確にした授業実践及び専門性の高い講師の招へい、中学校では、教科の枠を超えた授業参観及び研究協議を通して校内研修を推進し、「分かる授業」「できるようになる学習」を目指します。

#### 基本施策ーイ 「思考力、判断力、表現力の育成」

これからの社会では、基礎的・基本的な知識や技能だけでなく、活用する力を身に付けることが必要です。そのため、子どもたちが興味・関心を持ち、主体的に参加する授業を行うことで、思考力、判断力、表現力とともに学ぶ意欲を育成します。そして、全体の学力を伸ばし、学習が得意な子どもたちの学力もさらに伸ばします。

#### 具体的施策

### 3 確かな学力の一層の伸長（指導室）

#### 【現状と課題】

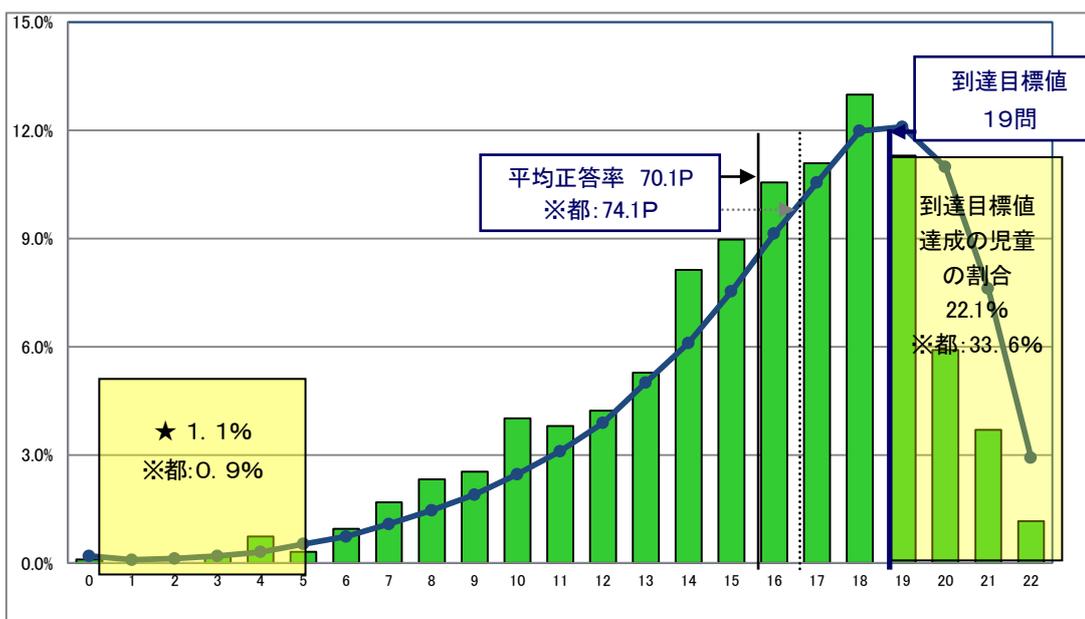
東京都の「学力向上を図るための調査」では、平成26年度から児童・生徒が到達してほしい目標値を設定しました。平成26年度の本市の中学生の結果を見ると、全教科とも平均正答率を上回っていながら、到達目標値に達している生徒の割合は、東京都の平均値に達していません。

本市の中学校においては基礎的・基本的な内容の定着は図られてきています。児童・生徒の確かな学力をさらに伸ばしていかなければいけません（図7）。

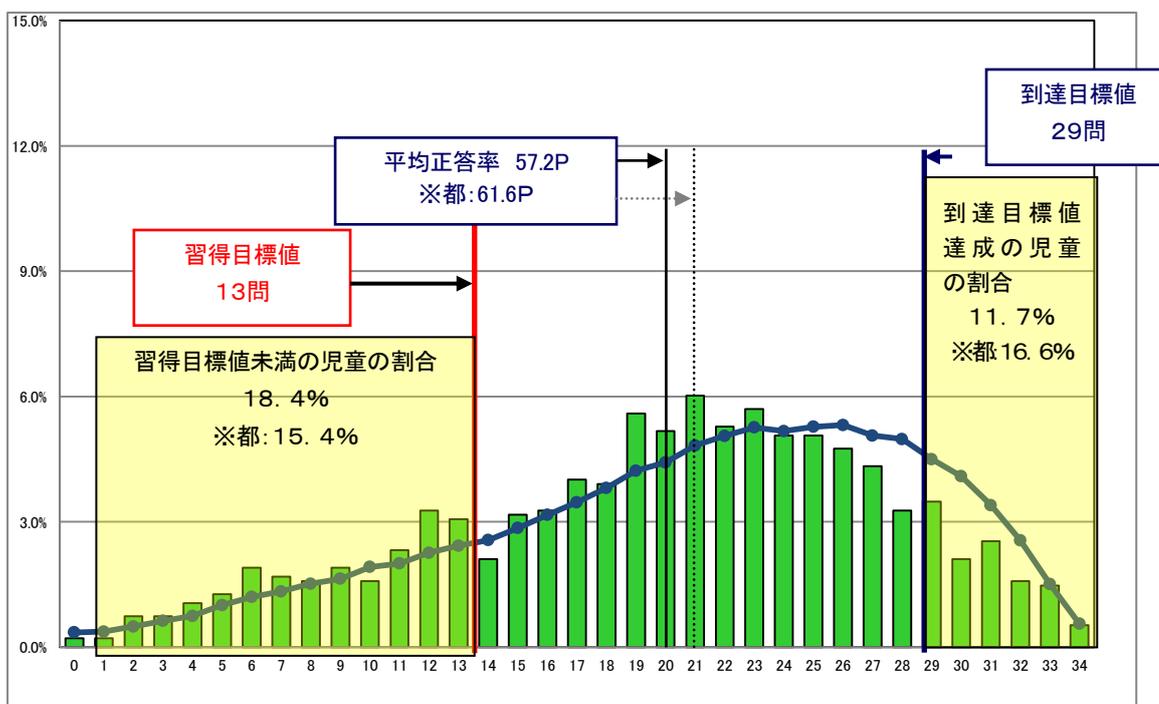
＜図7 平成26年度 東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果＞

※縦軸：児童(小学校5年生)または生徒(中学校2年生)の割合、横軸：正答数  
 ※棒グラフ：東久留米市、折れ線グラフ：東京都  
 ※習得目標値：全員がクリアしていかなければならない数値(教科書の例題レベルの問題)、到達目標値：達成することが期待される数値(教科書の練習問題レベルの問題)、★印：小4までの東京ベーシック・ドリルをクリアしていない児童または生徒の割合  
 ※東京都の学力調査は小学校が算数・国語・社会・理科、中学校が国語・数学・社会・理科・英語の教科で実施されているが、図7ではその一部を掲載している。

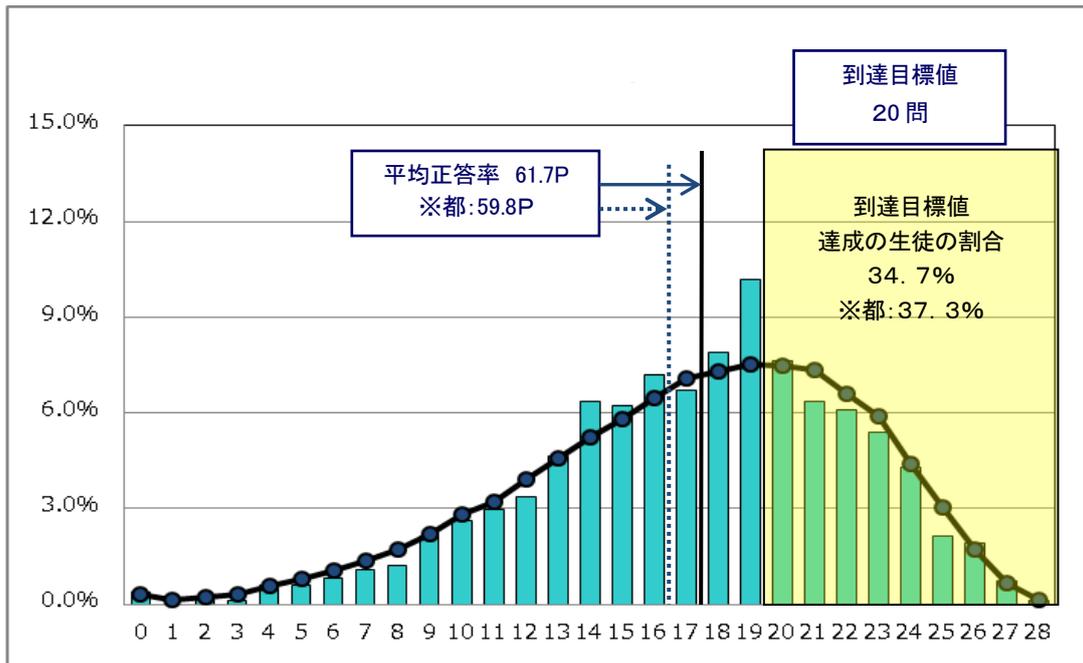
【小学校国語】



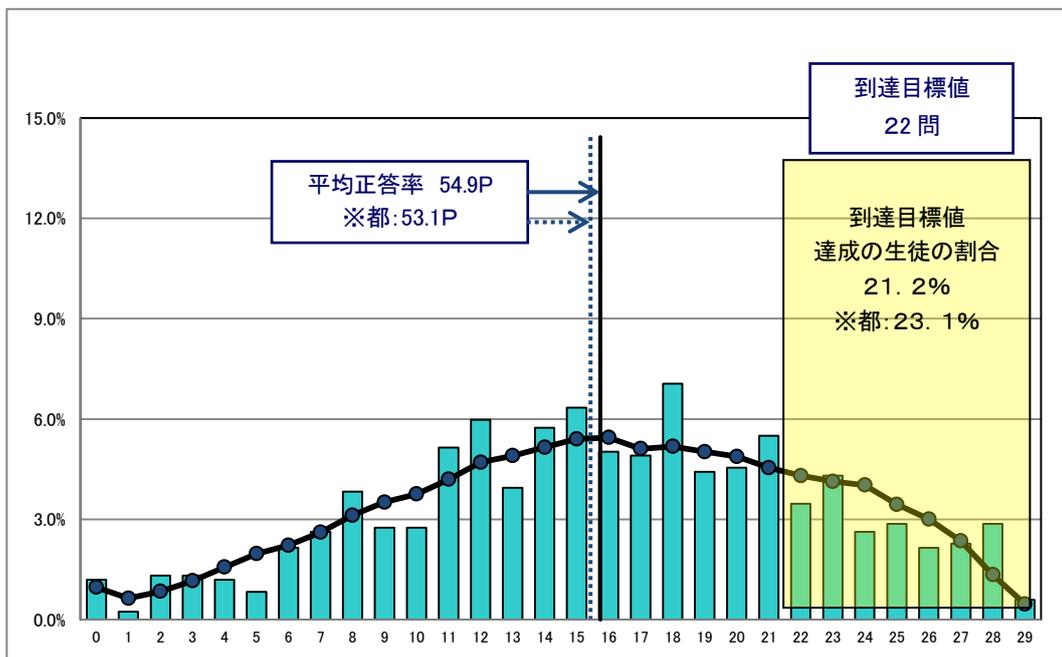
【小学校算数】



【中学校国語】



【中学校数学】



### 【方向性】

- ◎基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語活動の充実を図り、児童・生徒の思考力、判断力、表現力等を育みます。
- ◎学習内容の理解をさらに深め、広げる観点から、理解の早い児童・生徒に対して、発展的な学習を取り入れ、確かな学力の一層の伸長を図ります。
- ◎小学校では、育成したい資質・能力を明確にした授業実践及び専門性の高い講師の招へい、中学校では、教科の枠を超えた授業参観及び研究協議を通して校内研修を推進し、「分かる授業」「できるようになる学習」を目指します。

## 4 個に応じた多様な指導形態による教育の推進（指導室）

### 【現状と課題】

小学校の算数、中学校の数学等学習内容の系統性が強い教科において、児童・生徒の到達状況や特性等に対応するため、習熟の程度に応じた学習集団を編成し、その学習集団の特性に応じた指導を工夫することが重要です。

### 【方向性】

- ◎小学校の算数、中学校の数学において、児童・生徒一人ひとりの理解の特性や習熟の程度を的確に把握し、理解や習熟の程度等に応じた学習集団を編成します。指導にあたっては、補充的な指導や発展的な指導等、効果的な学習指導を推進するため、学習集団の特性に応じて教材・教具等を工夫します。
- ◎習熟度別指導における効果検証を通して、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ります。

## 5 小・中連携教育に基づく系統的な指導の推進（指導室）

### 【現状と課題】

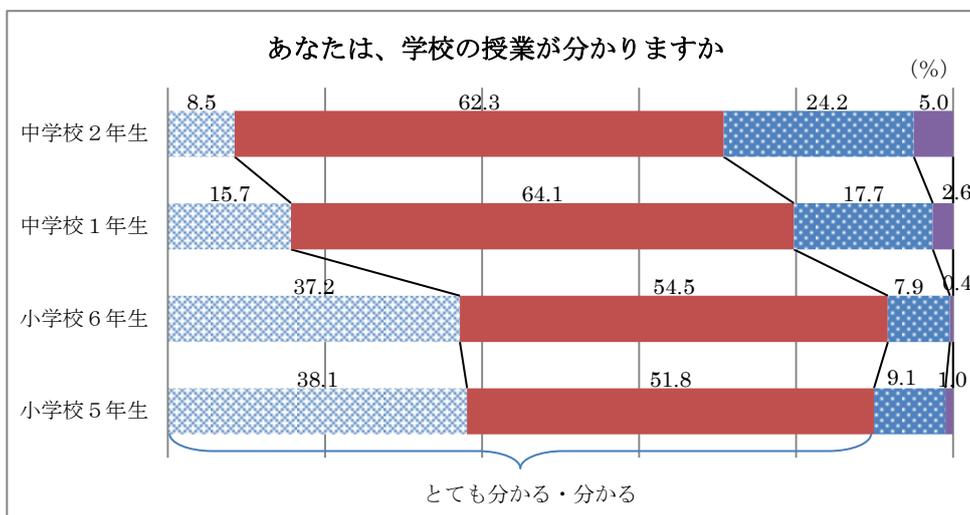
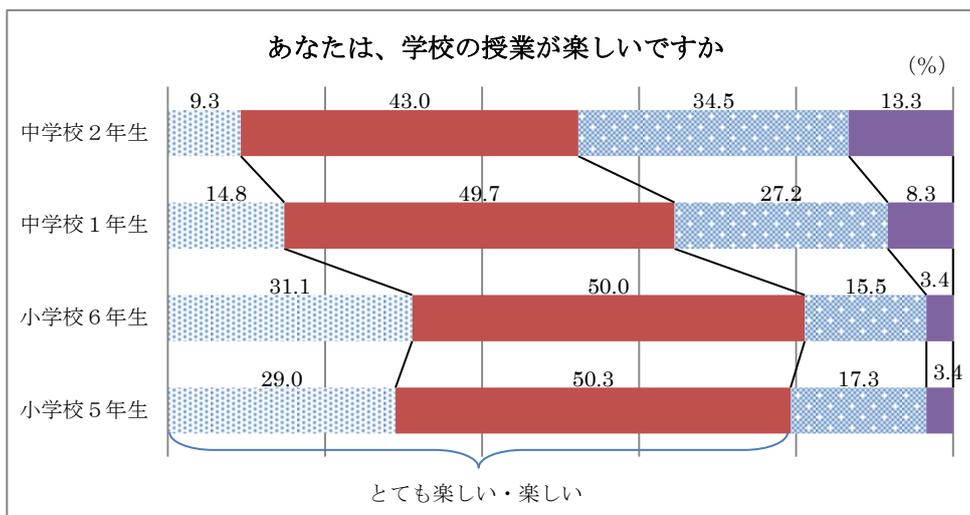
「授業への満足度」に対するアンケート調査において、「授業が分かる」や「授業が楽しい」という評価は、小学校と比べ中学校では肯定的な回答が減少しています（図8）。

小学校と中学校の教師間の連携を図り、小・中学校の授業の継続性を高める必要があります。

### 【方向性】

- ◎小・中学校の教師が互いに学習面あるいは生活指導面での情報を共有する場を設け、相互の連携を強化します。
- ◎児童・生徒がともに活動し、体験を共有する機会を意図的、計画的につくることによって、児童・生徒の人間関係づくりを推進します。
- ◎小・中学校区ごとに連携し、9年間を見通した系統的な教育課程の編成を行います。

<図8 授業への満足度>



資料: 教育部指導室「平成21年度東久留米市小・中学生のアンケート」

## 基本施策一ウ 「グローバル社会で活躍できる人間の育成」

グローバル化に対応するためには、外国語を学ぶとともに、日本の歴史、社会、文化を知ることが大切です。国際社会で活躍するためには、自分の考えをもち、人の考えをきちんと理解しなければなりません。子どもたちが日本の伝統や文化を大切にしながら国際感覚を身に付け、日本人としての誇りとアイデンティティを養う教育を推進します。

### 具体的施策

#### 6 伝統と文化の理解の推進 (指導室)

##### 【現状と課題】

伝統と文化を理解する活動を、音楽、社会及び総合的な学習の時間などで進めています。学習指導要領を踏まえ、日本の伝統・文化について学習をさらに推進する必要があります。

##### 【方向性】

- ◎社会科の歴史、国語の古典など全教科・領域で、日本の伝統と文化にかかわる学習内容を積極的に取り入れた授業を行います。
- ◎音楽における和太鼓や三味線、琴を用いた体験的な学習や地域の伝統・文化を守る方々との交流等を通して、自国や地域の伝統と文化の理解を図る活動を進めます。

#### 7 英語教育と国際理解教育の推進 (指導室)

##### 【現状と課題】

小学校5・6年生での英語の授業や小学校1年生からの外国語活動の導入が検討されています。「読む・書く」を中心とした英語から、使える生きた英語への転換が図られています。

国際社会で必要な生きた英語を習得するため、外国語活動や英語教育を充実させるとともに異文化を理解する教育を推進していく必要があります。

##### 【方向性】

- ◎全小・中学校に英語を母国語とするALT(外国語補助指導員)を配置し、ネイティブの生きた英語を学び、児童・生徒が主体的に英語を活用できる力を育成します。
- ◎外国に住んでいた方や外国から来た方、留学生など、保護者や地域の人材の協力を得て、外国語活動や英語教育等を推進するとともに国際社会や異文化を理解するための教育を推進します。
- ◎平成26年度から都が実施している「英語科教員海外派遣研修」により英語科教員を計画的に派遣し、アメリカやオーストラリアの大学で研修してきた「生きた英語」の指導方法を他の英語科教員に伝え、本市の英語の授業を改善します。

#### 8 コミュニケーション能力の育成 (指導室)

##### 【現状と課題】

国際社会においては、英語を話すことができるとともに、自分の考えを表現し人の考えをきちんと理解することで、信頼関係を築くことができます。

授業に言語活動を積極的に取り入れることで、コミュニケーション能力を高めます。

### 【方向性】

- ◎言語の果たす役割を踏まえ、「話すこと・聞くこと」や「書くこと」、「読むこと」に関する基本的な国語の力を定着させたり、言葉の美しさやリズムを体感させたりするとともに、発達の段階に応じて、記録、要約、説明、論述といった言語活動を行う能力を培う観点から、国語科の授業改善を推進します。
- ◎国語科だけでなく算数や数学、特別活動や道徳など、すべての教科や領域の学習に話し合い活動を取り入れます。

## 基本施策一エ 「地域社会の活性化に貢献できる人間の育成」

東久留米市の自然や産業を学びながら、将来の東久留米市や自分自身の自立のことを考える学習を進めることで地域社会を愛し、地域の活性化に貢献できる人間を育成します。

### 具体的施策

#### 9 キャリア教育の充実（指導室）

##### 【現状と課題】

子どもたちの自立を促し、学校から職業生活への移行をスムーズにするために発達段階に応じた勤労観や職業観の育成が強く求められています。そのためには、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むキャリア教育の充実が必要です。

##### 【方向性】

- ◎小・中学校9年間を見通して、全教育活動の中で計画的に推進していきます。
- ◎「分かった」「できた」喜びを味わわせ、達成感や成就感を得させる授業を展開するとともに自信をもたせ、チャレンジ精神を養います。
- ◎道徳や特別活動、総合的な学習の時間を中心に、夢や希望をもたせ、どのようにすればその夢や希望を実現できるかを考える授業を行います。

#### 10 地域を生かした体験活動の推進（指導室）

##### 【現状と課題】

東久留米市には湧水をはじめ豊かな自然が残されています。農地も多く残り優れた農業技術でさまざまな野菜等を生産しています。また、大型商業施設とともに、にぎやかな商店街もあります。

歴史的な文化財も数多くあります。こうした地域の特色を生かした体験活動を通して、東久留米市の自然や産業、歴史や文化を学び、地域の良さを理解し、愛する心を育てることが大切です。

##### 【方向性】

- ◎子どもたちの発達段階に応じて、人、社会、自然、文化とかがかわる体験活動を積極的に設定します。

- ◎学校農園や近隣の農家から借りた畑を活用し、農業生産活動等の体験的な学習を実施します。
- ◎地域・関係機関等の協力を得て、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させるため、中学校第2学年で職場体験を実施します。
- ◎戦争中や戦後の本市の発展の様子をよく知る地域の方を学校に講師として招き、児童・生徒が本市の近現代史を学ぶ機会をつくります。

#### 基本施策一オ 「学校図書館の充実」

「読書」は子どもたちの豊かな人間性を育み、知識を得て世界を広げていくための大切な活動です。学校図書館の整備や市立図書館との連携により、子どもたちの読書活動や学習活動の充実を図ります。

#### 具体的施策

##### 1 1 言語活動の充実、読書活動の推進（指導室）

###### 【現状と課題】

すべての児童・生徒への基礎的・基本的な知識・技能の定着とともに、思考力や判断力、表現力等の育成が必要であり、言語活動の充実のために子どもたちに読書習慣を定着させる必要があります。

###### 【方向性】

- ◎「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校司書の配置の拡充を図るなど、学校図書館整備計画を推進します。
- ◎児童・生徒が進んで読書する態度を育むため、読み・書き等文字・活字文化に触れる機会の充実を図ります。

### Ⅲ 信頼される学校づくり

#### 《目標》

児童・生徒の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりを目指すとともに、児童・生徒の健やかな学びと育ちを支える教育環境・教育条件の整備充実を図ります。

障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう特別支援教育の充実を図るとともに、社会的自立を図ることができる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現を目指します。

#### 基本施策ーア 「校長のリーダーシップの確立」

信頼される学校をつくるために、学校は保護者や地域の期待に責任をもってこたえなければなりません。そのためには、校長がリーダーシップを発揮し、学校が一丸となって充実した教育活動を行うことのできる組織づくりを進めます。

#### 具体的施策

##### 1 校長の経営方針に基づく学校経営の具体化（指導室）

###### 【現状と課題】

学校教育の充実に向けた取り組みを進めるため、教育目標を踏まえた校長の経営方針に基づく学校経営の具現化に努め、校長のリーダーシップの確立を図る必要があります。

また、組織体として機能する学校づくりを推進するため、さまざまな課題に対する組織的な対応力の向上を図る必要があります。

###### 【方向性】

- ◎市の学校管理に関する規則を整備し、適切な教育課程に基づいて、適正な学校経営が図られるようにします。
- ◎学校の教育活動の公開や学校評価等を積極的に取り入れ、学校経営の改善に努めます。
- ◎学校評価の結果を学校便りや学校ホームページで保護者や地域に公表し、評価内容について多面的に改善を図ります。

##### 2 組織体として機能する学校づくりの推進（指導室）

###### 【現状と課題】

校長を中心としたマネジメント体制を確立し、学校の組織的な対応力の向上や日常的な職務を通じた人材育成の充実を図るとともに、学校の危機管理能力を高める必要があります。

###### 【方向性】

- ◎教育管理職がリーダーシップを発揮できるようにするため、学校経営会議を設置し、主幹教諭や主任教諭等による組織的な学校運営を推進します。
- ◎学校へ地域からの支援を積極的に取り入れ、質の高い学校経営を実現するため、学校・教員の地域理解の促進と、学校による情報提供の充実などにより、開かれた学校づくりを推進します。

- ◎自然災害のみならず、学校管理下の事故、教員の服務事故、学校と保護者や地域間の問題等、学校を取り巻く様々な危機に対して、すべての教員の危機意識の向上を図るとともに、学校における危機管理体制を整備します。

### 基本施策一 「地域との連携」

校長の学校経営において、外部の専門家や地域の力を積極的に取り入れることが重要です。学校は学校評議員の協力を得て開かれた学校づくりを進め、さらに、青少年健全育成協議会や地元の自治会など、地域と連携した教育活動を進められるようにします。

また、学校が地域に協力することで、学校と地域の連携がより深まります。地域行事に学校施設を開放したり、多くの子どもたちを地域行事に参加させたりすることで学校と地域の連携を推進します。

### 具体的施策

#### 3 外部人材の活用 (指導室)

##### 【現状と課題】

地域には、さまざまな経験や技能をおもちの方がいます。また、青少年健全育成協議会をはじめ、学校を支援しようという組織もたくさんあります。

外部の人材を活用することで、学校経営や教育活動をさらに充実させることができます。

##### 【方向性】

- ◎保護者や地域の代表の方などによる学校評議員会議により、保護者や地域の意向を把握し、学校運営に反映しながら、その協力を得るとともに学校としての説明責任を果たします。
- ◎各校とも多くの授業公開日や学校だより、学校ホームページを利用して、学校から情報を発信するとともに、学校関係者評価により、保護者や地域の方から学校へのご意見をいただくなど、地域に根差し、地域に開かれた教育を推進します。
- ◎読書ボランティア、うどんづくり、川遊びなど、地域の方を学校教育活動協力者として学校に招き、授業を充実させます。

#### 4 地域活動への参加 (指導室)

##### 【現状と課題】

青少年健全育成協議会や自治会など地域には、防災訓練やお祭りなど、子どもたちが参加できるさまざまな行事があります。

そうした行事に子どもたちや教職員が大勢参加することで地域を盛り上げ、学校との連携を深めることができます。

##### 【方向性】

- ◎青少年健全育成協議会や自治会など地域の催しを児童・生徒に周知するとともに、教職員が参加できるようにします。

## 5 学校施設の開放（生涯学習課）

### 【現状と課題】

学校には運動場や体育館があります。学校施設を地域のスポーツ団体に貸し出すことにより、学校と地域の連携を強めることができます。

### 【方向性】

◎夜間や休日など、児童が使用しない時間の施設の貸し出しを推進します。

### 基本施策－ウ 「教員の資質・能力の向上」

子どもたちを指導している教員の指導力や資質の向上は、子どもたちの学力や体力の向上、健全育成に直接影響します。教員の指導力を高めるとともに教員としての使命を自覚させ、人間性を豊かにすることで、子どもたちや保護者に信頼される教員の育成に努めます。

### 具体的施策

## 6 教員の授業改善、指導力の向上の推進（指導室）

### 【現状と課題】

教員の資質向上・意識改革を図り、授業を改善するために、年間指導計画や評価計画、評価規準等の公表を進め、授業公開を積極的に実施するとともに、授業研究を通して校内研究会の充実を図る必要があります。

また、教員の指導力の向上のため、人事考課やキャリアプランと連動した能力開発型の研修を行い、資質・能力の向上に努める必要があります。

体罰は、違法行為であるのみならず、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為です。このことを強く認識し、児童・生徒一人ひとりをよく理解し、適切な信頼関係を築き、日ごろから自らの指導のあり方を見直し、指導力の向上に取り組む必要があります。

### 【方向性】

◎教員の資質能力を早期に向上させるため、個々の経験とライフステージ、喫緊の教育課題に応じた研修を実施します。

◎教員が授業力の向上や円滑な学級経営、個々の指導上の課題等に十分取り組めるよう、教員・学校自身の業務改善・組織的対応と教育委員会による負担軽減のための取り組みを両輪として進めます。

◎体罰にかかわる実態調査、アンガーマネジメント（自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法）の考え方等を取り入れた研修、及び部活動における指導方針等の保護者への説明等、体罰防止に向けた取り組みを推進します。

## 7 教育センター事業の充実（指導室）

### 【現状と課題】

教育センター事業を推進し、本市の教育相談室や学習適応教室の事業と教員の研修事業の一層の充実を図る必要があります。

### 【方向性】

- ◎教育センターでは、「学校支援室」「学習適応教室」「中央教育相談室」の三つの組織が連携し、多角的・系統的に児童・生徒、教員、保護者を支援します。
- ◎学校支援室を中心に「教育課題研修」や「夏季特別研修」「小・中学校授業改善研究会」等の授業力向上に向けた研修・研究をはじめ、小・中連携教育の推進や「人権教育推進委員会」「小学校外国語活動推進委員会」等の各種委員会の支援を実施します。
- ◎教育相談室と学習適応教室において、いじめや不登校問題等の相談体制の整備・充実を図り、教育相談員やスクールソーシャルワーカーが、児童・生徒個々のケースに応じて迅速・的確に対応します。

### 基本施策一エ 「特別支援教育等の充実」

通常の学級にも、特別な支援を必要としながら十分な支援を受けられない子どもたちがいます。障害があり、特別な支援の必要な子どもたちが専門的な教育を受けられる体制を整備します。

また、特別支援教育同様、日本語が不自由な外国から来た子どもたちへの支援も進めています。

### 具体的施策

#### 8 適正就学の推進（指導室）

##### 【現状と課題】

児童・生徒の適正就学を推進するため、就学支援委員会に市内の特別支援学級設置校の校長、副校長、特別支援・通常の学級の教員及び養護教諭のほか、地域の特別支援学校の教員や医師を交え、教育・医学・心理等の専門家が協議をして、適正就学の判断を行っています（表5）。就学支援委員会の判定に基づいた適正就学を推進します。

##### 【方向性】

- ◎より適切な判定を行うことができるように、関係諸機関との連携を密にするとともに、障害に応じてさらに専門性の高い就学支援委員会の組織づくりを行います（表6）。
- ◎平成27年度から就学相談を担当する特別支援教育係が指導室に置かれました。就学相談担当職員と教育センターの教育相談員やスクールソーシャルワーカーが連携することで、保護者との相談を充実させ、適正な就学をさらに進めます。また、継続相談が必要な児童・生徒への経過観察も連携して行います。
- ◎就学相談体制の整備と適正就学を推進するために、保育園児・幼稚園児等の様子を小学校に引き継ぐための就学支援シートの活用を図ります。このシートは、幼児が楽しく充実した学校生活を送れるよう、成長や発達の様子として、健康や日常生活、興味や関心があることなどを保護者と就学前機関が記入するものです。
- ◎小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の学校間では、児童・生徒一人ひとりの指導要録内の学籍に関する記録や指導に関する記録内容を共有することで連携を推進します。小学校から中学校への円滑な接続を図るため、小・中学校の特別支援学級担任連絡会を開催します。

<表5 通学区域都立特別支援学校・本市の子どもが在籍している特別支援学校>

平成27年5月1日現在

障害種別	学校名	所在地
知的障害	都立清瀬特別支援学校	清瀬市松山3-1-97
	東京学芸大附属特別支援学校	東久留米市氷川台 I-6-1
肢体不自由	都立小平特別支援学校	小平市小川西町2-33-1
病 弱	都立久留米特別支援学校	東久留米市野火止2-1-11
	都立武蔵台学園 府中分教室	府中市武蔵台2-8-29(都立小児総合医療センター)
視覚障害	都立八王子盲学校	八王子市台町3-19-22
聴覚障害	都立立川ろう学校	立川市栄町1-15-7

<表6 就学支援委員会の組織(平成27年度)>

組 織	人数	区 分
特別支援学級設置校長	4	小学校2人・中学校2人
〃 副校長	1	小学校1人
市立小・中学校特別支援学級教諭	12	小学校7人・中学校5人
市立小・中学校通常学級教諭	22	小学校15人・中学校7人
特別支援学校教諭	10	東京学芸大学附属特別支援学校3人 都立清瀬特別支援学校2人 都立久留米特別支援学校2人 都立小平特別支援学校1人 都立立川ろう学校2人
医師	2	東京小児療育病院・山田こどもクリニック
公立保育園代表	2	園長2人
障害福祉課	1	わかくさ学園
指導主事	1	指導室
教育相談室	5	中央相談室2人・滝山相談室3人
就学相談員	2	指導室
合 計	62	

資料:教育部指導室

## 9 特別支援学級の充実（指導室）

### 【現状と課題】

特別支援学級は、知的障害の固定学級が小学校4校に、中学校3校に設置されています。情緒障害等の固定学級は小学校1校に、情緒障害等の通級指導学級は小学校2校と中学校1校に設置されています。その他、難聴・言語障害の通級指導学級が小学校1校に、難聴の通級指導学級が中学校1校に設置されています（表7）。

平成25年度に開級した南町小学校の情緒障害等の固定学級は、児童数が急増しています。第六小学校と第七小学校の情緒障害等の通級指導学級へ通う児童数も3年間で2倍になりました。

特別支援学級に通う児童・生徒数が増え、障害の状況も多様になってきています。児童・生徒一人ひとりの実態に応じた支援を行うためには、特別支援教育にかかわる教員の専門性を高める必要があります。

### 【方向性】

◎授業改善研究会の特別支援教育部会を小・中学校別ではなく、固定学級分科会と通級指導学級分科会に分けるなど、専門性を学ぶ研修を進めるとともに小・中学校の連携を一層深めます。

◎情緒障害等の固定学級の増設は特別支援教室設置後の状況を踏まえ、検討します。

## 10 特別支援教室の設置（指導室）

### 【現状と課題】

平成27年3月、東京都教育委員会から「特別支援教室の導入ガイドライン」が示されました。児童が在籍学校から通級指導学級のある学校に通い指導を受ける通級指導から、児童が在籍校の中にある特別支援教室で巡回してきた専門の教員から指導を受ける巡回指導に変わります。「ガイドライン」では、平成28年度から準備の整った区市町村から順次導入し、平成30年度には、東京都の全公立小学校に設置するとしています。本市においても準備を進めていかなければなりません。

### 【方向性】

◎平成28年度から特別支援教室を段階的に設置し、平成30年度には全小学校に設置します。具体的な計画については、特別支援教室設置検討委員会で検討していきます。

## 11 外国人児童・生徒の支援

### 【現状と課題】

日本語を習得できていない外国からの児童・生徒の転入が増えています。日本の学校生活になじみ、学習内容を理解することができるようになるための指導が必要です。

### 【方向性】

◎日本語を習得できていない児童・生徒のための日本語指導を推進します。

◎外国人児童・生徒への支援に当たっては、民生児童委員やボランティア団体との連携を図ります。

<表7 特別支援学級開設状況(平成27年5月1日現在)>

固定学級(小学校)

単位:人・学級

小学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数
第三小学校(知)	2	2	2	5	6	4	21	3
第七小学校(知)	4	5	3	3	4	2	21	3
南町小学校(知)	6	0	0	1	1	1	9	2
南町小学校(情)	1	2	3	2	5	2	15	2
神宝小学校(知)	1	1	0	4	1	3	10	2
合計	14	10	8	15	17	12	76	12

固定学級(中学校)

単位:人・学級

中学校名	1年	2年	3年	合計	学級数
東 中学校(知)	5	5	2	12	2
西 中学校(知)	8	3	1	12	2
中央中学校(知)	6	6	8	20	3
合計	19	14	11	44	7

通級指導学級(小学校)

単位:人

小学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数
第六小学校(情)	6	4	6	11	8	8	43	5
第七小学校(情)	5	5	9	10	7	7	43	5
第六小学校(言)	3	4	5	4	3	4	23	2
第六小学校(聴)	0	1	2	1	3	1	8	1
合計	14	14	22	26	21	20	117	13

通級指導学級(中学校)

単位:人

中学校名	1年	2年	3年	合計	学級数
東中学校(情)	4	3	7	14	2
久留米中学校(聴)	2	2	1	5	1
合計	6	5	8	19	3

資料:教育部学務課

## 基本施策一オ 「安全・安心な学校づくり」

信頼される学校づくりを進めるためには、いじめの未然防止・早期発見・早期解決や安全・安心な給食を提供することなど、児童・生徒が安心して学ぶことのできる環境を整備することが大切です。学校施設の日常的点検や維持補修、施設全体の大規模改修にも計画的に取り組みます。また、子どもたちが交通事故や犯罪被害に遭わないように通学路の安全確保に努めます。

### 具体的施策

#### 1 2 いじめの早期発見・早期対応 (指導室)

##### 【現状と課題】

「いじめ」は認知件数が増加しています。「いじめ」は、いつ、どこでも起こりうる、また急速に重大化するということを意識し、早期発見・早期対応を確実に実施しなければなりません。

##### 【方向性】

- ◎学校で児童・生徒を対象としたアンケート調査や保護者からの聞き取りなどを定期的実施します。
- ◎スクールカウンセラーによる、小学校第5学年及び中学校第1学年全員を対象とした個別面接を実施します。
- ◎「いじめの指導状況管理一覧」を活用し、いじめが収束した後も、観察や指導を継続し、いじめの再発を防ぎます。

#### 1 3 いじめ防止に向けた組織づくり (指導室)

##### 【現状と課題】

いじめ問題は教員が一人で抱え込むことなく、情報を共有し、組織的に対応することで、重大事態に発展させないことが大切です。児童・生徒への多面的なケアを充実させ、各学校の組織的な対応力を高める必要があります。

##### 【方向性】

- ◎各学校で「学校いじめ防止基本方針」を作成するとともに、「学校いじめ対策委員会」を設置して、日常的に情報交換を行い、どのようないじめに対しても全教職員による組織的な対応をできるようにします。
- ◎いじめ問題に迅速かつ的確に対応できる教員の育成に努め、学校における指導体制や相談機能を充実させます。
- ◎いじめ問題に向けての迅速な対応を図るため、校長会、副校長会、生活指導主任会等において、国や都からの方針等の情報提供を速やかに行います。

#### 1 4 いじめ防止に向けた環境整備 (指導室)

##### 【現状と課題】

いじめの防止等は、全ての大人が自らの問題として受け止め、協力し徹底して取り組むべき重要な課題です。

いじめの未然防止や早期発見・早期解決を図り、児童・生徒が安心して学ぶことができるようにするためには、学校とともに、家庭や地域、関係機関の相互の協力による総合的な対応を進める必要があります。

### 【方向性】

- ◎東久留米市におけるいじめ防止対策推進施策として策定された「東久留米市いじめ防止対策推進条例」及び「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」を家庭や地域に周知し、市民総がかりでいじめ問題を解決していく意識を醸成します。
- ◎来所、電話、メール等の多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受けられる体制を整備するとともに、相談窓口の開設について、定期的に児童・生徒及びその保護者等に周知していきます。
- ◎「東久留米市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、学校、教育委員会と、児童相談所、東京法務局、警察署など関係機関との連携を強化します。

## 1 5 学校給食の充実（学務課）

### 【現状と課題】

他団体で発生してしまった給食のアレルギー死亡事故や、多数の発症者を出した食中毒事故もあり、より一層の課題意識をもって取り組む必要があります。

正規給食調理員については、その不足を補うため、正規代替え職員として臨時職員を雇用することで、東京都の配置基準を満たしている現状があります。しかし、給食調理員が病気等の理由で欠けた場合、経験のある調理員の即時雇用が困難な状況です。

こうしたことから、より安全で安心な学校給食を提供していくために、調理体制のありかたを検証していく必要があります。

### 【方向性】

- ◎「給食の安全・安心の継続」を目的として、「東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画」に基づき、小学校給食の調理業務委託を推進します（表8）。

＜表8 東京都における学校給食調理業務委託の導入状況＞

区分	学校数	完全給食実施校	完全給食のうち 給食調理委託実施校
小学校	1,295校	1,291校	866校
中学校	619校	607校	501校

資料:東京都教育庁「平成26年度東京都における学校給食の実態」

## 1 6 教育環境の充実（総務課）（学務課）

### 【現状と課題】

小・中学校の校舎棟及び体育館の耐震化は、災害時に防災拠点ともなる体育館の耐震化を重点施策と位置づけて積極的に推進してきました。しかし、多額の費用を要する非構造部材の耐震対策を含めた学校施設の大規模改修については完了していないのが現状です。

第六小学校、小山小学校、第十小学校、西中学校において校庭の芝生化整備を行い児童・

生徒に開放を行っていますが、芝生の維持管理には手間と経費がかかるため、維持管理のための体制づくりが重要です。

子どもの安全確保のため、通学路の点検・要望聴取、交通擁護員の配置等を行っています。

#### 【方向性】

- ◎小・中学校の老朽化する教育施設の整備を計画的に促進します。
- ◎文部科学省「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」に沿った非構造部材の耐震に関する点検・調査を、学校保健安全法第27条に定める安全点検の一環として実施するなどして、非構造部材の耐震対策を行います。
- ◎学校施設の危険箇所などの日常点検を実施し、安全管理及び安全指導を徹底し、簡易修繕を行うなどの取り組みを強化し、事故の未然防止に努めます。
- ◎ヒートアイランド対策と緑化対策に加え、子どもたちの環境学習効果や地域のコミュニティ形成に資するものとして、小・中学校校庭の芝生化事業を実施していきます。
- ◎子どもたちの安全な通学を確保するため、「東久留米市通学路交通安全プログラム」に基づき、学校や保護者からの要望等を集約するとともに、さまざまな改善策を講じていきます。

#### 基本施策一カ 「教科書採択の適正な実施」

教育指導上、極めて重要な役割を果たす教科書は、教育委員会の権限と責任において、適正かつ公正に採択するとともに、その結果と採択理由を明らかにします。

#### 具体的施策

##### 17 教科書採択の適正な実施 (指導室)

#### 【現状と課題】

児童・生徒が授業で使う教科書は、学力の向上にとって極めて重要なものです。本市の児童・生徒の実態に合った適切な教科書を採択するためには、法令や通知に従い、公正な資料をもとに十分に教科書について研究し、適正に採択を行わなければなりません。

#### 【方向性】

- ◎教育長が指名した校長・副校長と教員で構成する教科別の調査研究組織を設置し、各教科書の内容や構成等に関する調査研究を行います。
- ◎調査研究の結果をとりまとめた報告書については、学識経験者、学校関係者、保護者及び公募市民で構成する選定調査委員会において、適正に作成されていることを確認した上で、教育委員会に調査報告書として提出します。
- ◎教育委員会は、調査報告書、東京都教育委員会の作成した調査研究資料及び教科書展示会での市民アンケートを参考にするとともに、教育委員及び教育長が各々、全教科書を直接調査研究した上、十分に協議し、採択を行います。
- ◎採択後に、結果と採択理由を明らかにします。

## 基本施策－キ 「学校の適正規模・適正配置」

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に基づき、小・中学校の適正規模・適正配置は、教育委員会において教育的な視点から検討し、保護者や地域の理解を得ながら進めていきます。

### 具体的施策

#### 18 学校の適正規模・適正配置の実施（学務課）

##### 【現状と課題】

少子化の進展により、地域によっては児童・生徒数の減少傾向が見られ、単学級・小規模校が生じる可能性があります。その場合、子どもの居住場所により同等の教育環境の維持・提供や教育活動の効果を高めることが難しくなるため、単学級・小規模校の解消が求められます。

東久留米市教育委員会が定めた、平成14年「東久留米市学校再編成計画」及び、平成19年「東久留米市立学校再編成に係る実施概要（基本プラン）」には、小中学校の再編成の考え方が述べられています。直近の児童推計などを踏まえつつ、これらの計画の具体化に取り組む必要があります。

##### 【方向性】

- ◎小・中学校の適正規模・適正配置は、教育委員会において、教育的な視点から検討し、保護者や地域の理解を得ながら進めていきます。

#### IV 生涯学習社会の構築

##### 《目標》

“誰もがいつでもどこでも”学習することができ、学習成果を生かすことができる「生涯学習社会」の構築を目指し、生涯学習の振興に取り組んでいきます。

##### 基本施策－ア 「生涯学習活動の充実」

「生涯学習センター」は、生涯学習の中核として多くの市民に利用されているとともに、情報収集、提供、相談支援などの、中心的な役割を果たしています。今後も、生涯学習団体、NPO法人、指定管理者等と市民が連携し、それを市が応援していく体制づくりを進めていきます。

##### 具体的施策

#### 1 学習・交流の機会の提供と環境の整備（生涯学習課）

##### 【現状と課題】

市民の学習活動の現状については、一人ひとりの積極的な学習活動の促進が期待される一方、日常的に学習活動を行っている市民の割合が低い状況があります（表9）。

＜表9 日ごろの生涯学習活動の取り組み頻度＞

単位:人・%

		全体	ほぼ毎日	週1回程度	月1回程度	ほとんどない	不明
全体		925 100.0	101 10.9	128 13.8	63 6.8	585 63.2	48 5.2
性別	男性	414 100.0	57 13.8	45 10.9	31 7.5	259 62.6	22 5.3
	女性	493 100.0	43 8.7	80 16.2	28 5.7	317 64.3	25 5.1

資料:企画経営室行政管理課「平成25年度施策成果アンケート調査報告書」

市が行った「平成25年度施策成果アンケート調査報告書」では、日ごろの生涯学習活動の取り組み頻度について、取り組まない理由にまで言及はしていませんが、内閣府が平成24年7月に実施した「生涯学習に関する世論調査」によると、「仕事・家事等が忙しくて時間がない」が一番多く、2番目には「きっかけがつかめない」が多くなっています。本市においても同様の状況が考えられることから、今後、広く振興を図っていきます。

また、地域や生活の課題を解決するための学習事業等を行い、その成果を地域でどう生かしていくのかということを目的として行っている市民大学等の事業については、今後も継続していきます。

学習や文化・芸術活動に取り組んでいる指導者については、既存の市民活動団体における役員等の高齢化や硬直化といった事情を抱え、活性化が図られていない状況もあります。

市内浅間町にある野草園については、市民ボランティアによる管理運営が行われ、年2回の市民観察会を実施するなど、市内に生育する野草の集中観察場所としてふるさと意識の高揚に役立っています。

### 【方向性】

◎市民の学習活動の振興を図るためには、関連情報の収集・提供、相談機会の提供を充実させることが必要であり、市ホームページ等を活用し、各種情報を提供するとともに、生涯学習事業を一括掲載した年間（年度）カレンダーを発行します。

◎すべての市民がいつでも、どこでも学習機会を持てるような仕組みづくりが必要であり、社会教育委員会議で議論するテーマを一層タイムリーなものにするとともに、指導者養成や「(仮称)生涯学習ボランティア(指導者等)」の登録事業を推進する必要があります。同時に、団体や市民が連携し、行政が支援し協働する体制づくりを推進することも必要であり、市民活動団体への支援を継続するとともに、連携を促進します。NPO法人への生涯学習事業の委託は継続していくことを基本としますが、その事業の内容については随時点検・精査します。

◎市民の生涯学習活動の拠点である生涯学習センターについては、指定管理者の活用を図り、利用しやすい施設づくりのための方策を協議していきます。また、指定管理者制度の特性を生かした独自の知見等による市民の自主的活動のサポートや良質なホール事業、講座事業の提供を行っていくとともに、民間のノウハウを生かした施設の長寿命化を促進します。

◎野草園については、PRの充実に努めるとともに、周辺の調節池整備等に関して、東京都と協議を進めます。

## 2 地域教育力の再構築と地域課題の解決（生涯学習課）

### 【現状と課題】

社会環境の変化や価値観の多様化によって、人と人のかかわりや連帯意識の希薄化が進行している昨今、市民の地域コミュニティ活動への参加についても、減少しているのが現状です（表10）。

＜表10 地域のコミュニティ活動への参加＞ 単位:人・%

		全体	参加あり	参加なし	不明
全体		925	273	645	7
		100.0	29.5	69.7	0.8
性別	男性	414	105	303	6
		100.0	25.4	73.2	1.4
女性	493	161	331	1	
		100.0	32.7	67.1	0.2

資料:企画経営室行政管理課「平成25年度施策成果アンケート調査報告書」

地域におけるさまざまな課題に対応するためには、市民同士が学び合い、教え合う相互学習が活発に行われるような環境を醸成する必要があります。そのためには、多様な学習活動を通じて市民の自立に向けた意識を高め、学習活動の成果を地域づくりの実践に結び付けていかなければなりません。しかし、その機能を十分に果たせていないことが、地域におけるコミュニティ活動への参加減少の一因になっているとも言えます。

その一方で、多様化した社会生活の中で、市民活動団体と市が協働して地域課題の解決に取り組む必要性を感じている市民も多くいます（表11）。

＜表11 地域課題の解決に市民活動団体と市が協働する必要がある＞ 単位:人・%

		全 体	思 う	どちらかとい えば思う	どちらか といえば 思わない	思わない	不 明
全体		925 100.0	492 53.2	326 35.2	41 4.4	20 2.2	46 5.0
性 別	男性	414 100.0	208 50.2	146 35.3	27 6.5	14 3.4	19 4.6
	女性	493 100.0	276 56.0	173 35.1	12 2.4	6 1.2	26 5.3

資料:企画経営室行政管理課「平成25年度施策成果アンケート調査報告書」

地域の教育力の低下の要因として、経済社会の変化、人間関係や地縁的つながりの希薄化などが考えられます。地域で子どもが健やかに育つためには、学校、地域、家庭が相互に連携しながら、社会全体で子どもを育てていくことが重要ですが、そのためには、市民が積極的に地域コミュニティ活動に参加していくことが必要となります。

また、学習の成果を適切に生かすことができる社会の実現が求められており、地域が抱える課題は地域住民の自助、共助によって解決されることが必要となり、多くの市民がその必要性を理解しているものの、一方でその参画の仕方が分からない点に課題があります。

平成12年から取り組んでいる市民大学中期コース（4カ月程度）は、この目的に沿った形で推進し、毎年30人近くの市民が受講しています。その中の一つの成功例として「防災まちづくりの会・東久留米」が立ち上がり、市内ばかりでなく範囲を拡大し充実した活動を展開しています。

#### 【方向性】

- ◎家庭、地域、学校が連携できるよう国や東京都が推奨する「学校支援ボランティア」や「学校支援コーディネーター」等、多様な主体による仕組みづくりに取り組み、子どもたちの生きる力を育めるよう努めます。
- ◎小・中学生を対象とした体験型事業を推進し、子どもたちの可能性を助長できるよう努めます。

- ◎広く市民に対しては、学びの成果を地域活動に生かせる仕組みや地域課題を自ら、または市と協働して解決するための取り組みとして、市民大学事業の拡充に努めるとともに、受講生（卒業生）らによる自立した地域活動が生まれるよう支援します。
- ◎地域の人材の積極的な相互協力体制を整備するために、社会教育関係団体への支援を継続します。

### 基本施策ーイ 「図書館サービスの充実」

図書館は「地域を支える図書館」を基本理念とし、まちの情報拠点として、市民の生活や学習に必要な資料・情報を提供しています。さらに、蔵書の質の向上と、本・インターネット情報・電子書籍・オープンデータなど、時代の変化に合わせた多様な資料を備え、生涯学習の拠点として充実を図ります。また、市民が東久留米をよく知り、まちの歴史や文化を次代に継承するために、東久留米に関する資料の収集・保存は、図書館の重要な役割です。

市民活動と協働した事業を進め、市民の交流と学び、文化拠点として整備していきます。

### 具体的施策

#### 3 資料・情報提供の充実と学習支援（図書館）

##### 【現状と課題】

本市の図書館の蔵書は、4館合わせて約45万7千冊（表12）と多摩26市の図書館の平均約70万8千冊に比べて少なく、多様化する市民ニーズに応えるには十分とは言えません。利用者の高齢化が目立ち、若い世代の読書離れが言われる一方、ICTの普及に伴い電子情報や有料データベース、オープンデータの利用等、新たな資料の提供も必要とされています。

また、図書館に滞在して学習や調査、資料の閲覧をする利用者が増加し、就職や仕事のための資料の利用も増えています。余暇の活用にとどまらない生涯にわたる学習の場としての図書館の役割の重要性が増しています。

市民の課題解決や学習に寄与する役割と同時に、市民の出会いや交流の場、文化を創造する場としての役割も期待されます。

##### 【方向性】

- ◎「地域を支える図書館」を基本理念とし、市民の生活や学習に必要な資料・情報を提供し、地域の発展に役立つ活動を行います。
- ◎情報化の進展や市民の学習ニーズの多様化に対応し、就職・仕事、健康・医療、法律、子育て等、市民の生活や仕事に関する課題解決のための資料収集を進めます。
- ◎データベースやインターネットによる情報提供の体制を整え、情報検索講座等により市民の情報リテラシー向上を支援します。
- ◎司書のレファレンスサービスの充実を図ります。
- ◎市民が自主的な読書や学習を行う場、読書会や本の紹介などの読書を軸とした市民交流の場としての環境を整備します。

◎図書館ボランティアや生涯学習の成果を活用する機会の提供など、市民が活動する図書館運営を行います。

＜表12 市立図書館の蔵書数及び利用状況＞

	蔵書数 (冊)		貸出点数	リクエスト 件数	レファレンス 件数
		うち郷土資料			
20年度	419,997	5,490	967,842	128,075	1,385
21年度	429,998	5,861	915,610	133,202	1,278
22年度	437,839	6,157	914,639	136,083	1,071
23年度	445,443	6,472	867,154	139,250	2,233
24年度	454,725	7,336	852,472	142,912	1,928
25年度	449,545	8,979	880,765	112,852	2,232
26年度	457,353	9,786	917,812	167,571	3,231

資料: 東久留米市教育委員会「社会教育のあらまし」

#### 4 歴史的な行財政資料・地域資料の収集保存（図書館）

##### 【現状と課題】

東久留米市の歴史や文化に関する資料や町の情報を求める市民の要望は高く、図書館ではその収集・保存に力を入れています（表12）。

市政情報の提供や行政資料の保存は市役所の各所管で行われていますが、連携の体制は未整備であり、図書館の果たすべき役割を市長部局や文化財担当と調整しながら検討する必要があります。郷土や市政の歴史を残す地域資料の保存を組織的、継続的に行う必要があります。

##### 【方向性】

- ◎地域資料コーナーを拡充し、「湧水」など郷土に因んだ資料収集を進めます。
- ◎市民を語り手とした「語ろう東久留米」事業を進め、町の生活や文化の記録を保存します。
- ◎地域資料の電子化やホームページでの情報提供を進めていきます。
- ◎文化財担当と連携を図り、歴史的公文書の保存を研究し、町の歴史を保存する役割を推進します。
- ◎書架の増設や書庫の拡充を図り、資料の収集保存の向上を図ります。

#### 5 子ども読書活動の推進（図書館）

##### 【現状と課題】

読書は、すべての学習の基礎となる言葉を学ぶことができ、人生をより深く生きる力や進路選択に寄与します。小・中学生の読書活動を進め、生涯学習の基盤となる図書館利用を促す必要があります。そのため「東久留米市子ども読書活動推進計画」（平成19年3月）を策定し、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を行ってきました。計画の進行により、学校図書館の整備が進み、家庭・地域におけるさまざまな読書活動が展開されています。

一方、学校や地域の子どもの施設をつなぎ、市民の活動をバックアップする推進組織や人材バンクは実現していない現状があります。

#### 【方向性】

- ◎「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」（平成26年4月策定）に基づき、子育て支援課、学校教育の各所管と連携して計画を推進します。
- ◎保護者やボランティアによる市民の読書活動をネットワークし、「子ども読書活動応援団」を結成及びその活動をサポートします。
- ◎団体貸出や読書情報の提供等を行い、学校教育を支援し、指導室と連携して学校図書館の整備を進めます。

### 基本施策ーウ 「文化財の保護と活用」

市内には、東京都指定文化財の指定を受けた史跡や、無形民俗文化財の指定を受けた郷土芸能などが多数あります。しかし、都市化や価値観の多様化などから文化財の保存環境が変化し、維持や保存・継承が年々難しくなっています。文化財に対する保護意識の醸成のため、市民への啓発や事業を充実させるとともに、伝統文化を継承する人材の育成や体制づくりを推進していきます。

#### 具体的施策

### 6 文化財の調査と保護の推進（生涯学習課）

#### 【現状と課題】

これまで市内では多くの貴重な文化財が確認されています（表13）。

本市は都心近郊の住宅都市として発展し、昭和30年代後半から人口が急増したため、宅地等の開発事業の増加により、文化財を取り巻く環境が変化し、保護が難しい状況となりました。その後、教育委員会は昭和54年に市内全域の遺跡（埋蔵文化財）分布調査を実施し、各遺跡の発掘・確認・試掘調査を行い、遺跡包蔵地を把握しました。各種調査によって採取・整理した出土品は、市文化財保護審議会にて指定文化財に指定するなどの保護を推進するとともに、遺跡の調査報告書や各種資料集として刊行しています。しかし、集中的な保存施設が無く、スペースが十分でない上に、老朽化が著しく進行しています。

＜表13 市内文化財に関する各種データ＞

種 類	内 容	件(点)数
市内確認文化財		7,875点
市指定無形民俗文化財	獅子舞、お囃子など	5件
市指定有形民俗文化財	庚申塔、地藏菩薩など	30件
市指定有形文化財	遺跡出土品、板碑など	20件
市指定史跡	碑、墓所、塚など	5件
市指定旧跡	学校跡など	3件
市指定天然記念物	カヤの樹	1件
都指定史跡	大名墓所、遺跡	3件
国登録文化財	旧家建造物	1件(7建造物)
文化財資料集	寺社編、板碑編など	16件
遺跡調査報告書	遺跡調査報告書	40件
自然資料	市の野鳥、野草など	5件
その他の資料集	市史、写真集、マップなど	9件
文化財展示・保存施設	郷土資料室、遺跡館など	9施設

資料:教育部生涯学習課

### 【方向性】

- ◎文化財の保護に当たっては、市民や宅地等開発事業者の責務は明確化されており、今後も市広報やホームページ等を活用した啓発に努めるとともに、文化財保護審議会や市民活動団体と協力・連携し、文化財保護行政の充実を図ります。
- ◎近代建築や近代遺産といった新たな文化財についても、その価値の認識に努め、指定等の検討を行います。
- ◎遺跡については引き続き必要カ所の調査を促進し、調査報告書等の資料集を刊行し、貴重な文化財を後世に残していきます。
- ◎文化財を取り巻く周辺環境は、歴史的景観と一体を成す文化財の価値や魅力が損なわれることのないよう保全されるべきであり、文化財保護に関する法令や市条例・規則等との整合性を図ることができるよう研究に努めます。
- ◎文化財展示・保存施設においては、市内に分散しているのが現状です。老朽化の著しい施設などの改善に努めます。

## 7 文化財の活用と確実な伝承・継承の推進（生涯学習課）

### 【現状と課題】

文化財の調査と保護は関係法令に則り行われているものの、公開・活用の機会と情報提供の取り組みが十分できていない現状があります。また、本市が誇る南沢獅子舞やお囃子などを不断的努力によって保存・継承している市民団体は、その構成員の高年齢化等により、団体によっては活性化や後継者育成の進展が難しくなっています。

なお、昭和54年に刊行した東久留米市史は、その後の編さんが行われていません。特に行政資料の収集や蓄積については、教育委員会内部だけで行えるものではなく、市

長部局等の関係機関と連携・協力して公文書管理・保存に取り組んでいきます。

#### 【方向性】

- ◎郷土愛の醸成は、価値観の多様化した現代において、ふるさと東久留米創生の根底を成すものです。小学校の学習指導要領においては「文化財や年中行事を理解し、地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心を考える」ことも指導項目として取り上げられています。現状の公開・活用の推進事業が充実するよう、分かりやすく興味深い情報発信のための仕組みづくりを検討するとともに、文化財を活用した子どもたちや市民を対象とした講座の実施を推進します。
- ◎文化財の公開・活用を促進するため、郷土資料室等の文化財展示施設の充実を図るとともに、積極的なPRに努めます。
- ◎南沢獅子舞やお囃子など無形民俗文化財の継承のための支援を継続し、後世に伝えるとともに、各継承団体との連携、市民へのPRの支援に努めます。
- ◎新たな取り組みとして、市民による文化財ボランティア等の養成を推進します。
- ◎図書館と連携を図り、歴史的公文書の保存を研究するとともに、東久留米市史の編さんの準備を行います。

### 基本施策一エ 「市民スポーツの振興」

市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康、体力の保持・増進や地域での交流を広げられるよう、きっかけづくりや機会の充実が求められます。そのため、スポーツを安全・安心に行うことができるよう、各施設の適正な管理運営、指導員や団体の運営に携わる人材の確保・育成を推進します。

#### 具体的施策

### 8 スポーツ事業の充実（生涯学習課）

#### 【現状と課題】

子どもたちの日常的なスポーツ活動は、体力の向上のみならず、他者を尊重する精神や公正さと規律を尊ぶ態度を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きく役立つものと言われています。

また、子どもたちに限らず、スポーツには「行うスポーツ」「見るスポーツ」「支えるスポーツ」といった観点があり、それらが相互に連携することによって、達成感や爽快感、感動を得ることができるとともに、連帯意識の醸成、交流の促進、まちの活性化などに結び付くものと考えます。

本市における日常的なスポーツ活動について、「ほぼ毎日」と「週1回程度」スポーツをする市民は合わせて半数以上にのぼるものの、行う習慣が「ある人」と「ない人」の二極化が生じている現状があります（表14）。

スポーツ活動をしなない理由として、本市が平成25年に行った施策成果アンケートによると、「仕事・家事等が忙しくて時間がない」が一番多く、二番目には「きっかけや機会」「好みのメニューがない」が多くなっており、今後、どのように広くスポーツの振興を図っていくかが課題となっています。

＜表14 日ごろからスポーツをする頻度＞

単位:人・%

		全 体	ほぼ毎日	週1回程度	月1回程度	ほとんどない	不 明
全体		925 100.0	254 27.5	267 28.9	70 7.6	305 33.0	29 3.1
性 別	男性	414 100.0	118 28.5	123 29.7	38 9.2	121 29.2	14 3.4
	女性	493 100.0	133 27.0	140 28.4	30 6.1	176 35.7	14 2.8

資料:企画経営室行政管理課「平成25年度施策成果アンケート調査報告書」

### 【方向性】

- ◎スポーツに関する市ホームページなどを活用した各種情報の積極的な提供に努めるとともに、年2回開催している市民体力テストの結果を通じて、体力年齢の調査と自己啓発を促進します。
- ◎日常的なスポーツ活動は、自身の年齢や体力に応じて無理のないレベルで長く続けることが肝要であることから、取り組みやすく、心身への負担の少ないスポーツの種目を調査研究し、その奨励と普及に努めるとともに、市民の自主的な取り組みを促進するための各種教室事業や大会事業の充実に努めます。
- ◎平成25年秋に開催された「スポーツ祭東京2013（第68回国民体育大会）」において、本市で行われた種目であるスポーツクライミングについて、今後もその普及に努めていきます。
- ◎新たに障害者スポーツの普及を図るための事業の取り組みを始めます。
- ◎子どもたちに対しては、現行事業の少年少女駅伝大会や「高崎市はるな梅マラソン」選手派遣（地域間交流）、スポーツ教室の実施などでスポーツに触れる機会を充実させます。
- ◎スポーツ少年団における独自の団員体力テストを継続するよう働きかけ、体力の推移や傾向をデータとして蓄積します。

## 9 スポーツ環境の整備（生涯学習課）

### 【現状と課題】

市民が気軽にスポーツを行うためには、施設や環境が整えられていることが必要ですが、「スポーツができる場がある」と感じている市民は、約半数にとどまっています（表15）。

＜表15 市内に気軽にスポーツができる場がある＞

単位:人・%

		全 体	思 う	どちらかとい えば思う	どちらか といえば 思わない	思わない	不 明
全体		925 100.0	113 122.2	327 35.4	320 34.6	119 12.9	46 5.0
性 別	男性	414 100.0	45 10.9	141 34.1	153 37.0	57 13.8	18 4.3
	女性	493 100.0	64 13.0	180 36.5	162 32.9	60 12.2	27 5.5

資料:企画経営室行政管理課「平成25年度施策成果アンケート調査報告書」

スポーツ施設については、青少年センター（昭和48年に東京都住宅供給公社から譲渡された建物）の老朽化が著しく進行しています。また、テニスコート5カ所の内2カ所、多目的運動広場全3カ所、ゲートボール場全5カ所が土地借り上げによる設置施設となっています。これらは、老朽化に伴う維持管理や安全管理上の経費を要するとともに、借り上げについては安定的な場の確保が課題となっています。

スポーツ活動に取り組んでいる指導者については、既存の市民活動団体における役員等の高齢化や硬直化といった事情を抱えているところもあり、活性化が図られていない状況もあります。

### 【方向性】

- ◎施設の適正な維持管理や長寿命化を促進するために、施設、設備の適正な日常点検とメンテナンス、早期修理、計画的修繕を実施します。
- ◎スポーツをする場の充実のため、スポーツセンター周辺の調節池整備にかかわる東京都との協議を進めていくなど、場の確保や施設の提供に努めていきます。
- ◎学校施設を効果的に開放するため、使用する団体に使用方法等の問題が発生した場合には、その施設の使用団体と協議を行う場を設置します。
- ◎市民のスポーツ活動の拠点であるスポーツセンター指定管理者（現指定期間は平成28年3月末まで）の活用を図り、利用しやすい施設づくりのための方策を協議・検討します。
- ◎指定管理者制度を生かし、良質な自主事業の提供などのサービスを一層充実させるとともに、民間のノウハウを生かした施設の長寿命化を促進します。
- ◎スポーツ推進委員会のさらなる活性化を促し、市民スポーツ団体への支援を継続するとともに、連携を促進します。

- ◎多様化するスポーツニーズに応えるため、地域の新たな人材を発掘し育成できるようスポーツボランティア（指導者等）の登録事業の研究を進めます。

### **基本施策一オ 「オリンピック・パラリンピックへの機運の醸成」**

市民の間でオリンピック・パラリンピックへの機運を高めるための事業を、さまざまな機会を通じて展開していきます。

#### **具体的施策**

#### **10 オリンピック・パラリンピック機運醸成事業の展開（生涯学習課）**

##### **【現状と課題】**

平成26年度に市長会の補助金を活用し、1964年東京オリンピック・パラリンピック開催50周年記念事業を行いました。平成32年には東京で、オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への機運を高めるための施策や、市民スポーツの振興を通じた競技大会への機運醸成が求められます。

##### **【方向性】**

- ◎2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催への機運を高めるための事業を、補助金等を活用しながら、さまざまな機会を通じて展開していきます。
- ◎スポーツセンター指定管理者のノウハウを生かし、オリンピック、パラリンピアンの方などと交流できるような事業を展開していきます。

### **基本施策一カ 「放課後子供教室の実施」**

子どもたちが学習活動をはじめさまざまな文化活動、スポーツ活動、芸術活動、伝統文化活動に参加することにより、心身ともに豊かに成長する一助になることを目指すとともに、放課後の子どもたちの活動をより充実させるため、「放課後子供教室」を導入します。

#### **具体的施策**

#### **11 放課後子供教室の推進（生涯学習課）**

##### **【現状と課題】**

東久留米市では、平成27年9月から、放課後子供教室のモデル実施を開始するための準備を進めています。第九小学校、小山小学校、南町小学校において、学童保育との一体型としてモデル実施を行います。

##### **【方向性】**

- ◎放課後子供教室の実施拡大に向けては、モデル実施の状況を見ながら検討を進め、市内全13小学校のうち実施できる環境にある小学校を調査・把握し、条件の整った小学校から順次整備し、平成31年度までに全校に広げることを目指します。

- ◎市内小学校には既に学童保育所が設置されています。学校ごとに協議会を設け、学童保育所の職員、コーディネーターが連携し、一体的な事業ができるよう定期的な打ち合わせの場を設けます。
- ◎放課後子供教室の実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を各学校と協議し、促進していきます。
- ◎教育委員会と子ども家庭部との連携が必要になることから、放課後子供教室運営委員会に子ども家庭部の職員に参加してもらい、学童保育所を含めた連携を図ります。
- ◎地域の方々の積極的な参加・協力により、放課後子供教室の充実に努めます。

## 第5章 東久留米市教育振興基本計画の実現に向けて

### 1 市民や関係機関、庁内各部署との協力・連携

本計画を実効あるものとするために、教育委員会が中心となり、学校、保育園、幼稚園や高等学校などの教育機関のほか、教育に携わる市民や事業者、団体等のすべての者が、それぞれの役割と責任を自覚しながら、互いに連携し、協力していくことが必要です。

さらには、庁内の関係部署と一体となり、国や東京都などとも連携した取り組みを行います。

### 2 計画の進行管理及び点検・評価

本計画に掲載した各施策を推進するために、単年度の事業計画を策定します。

東久留米市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、単年度の事業計画の進捗状況や効果等の進行管理を毎年度行い「東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」にまとめ、その結果について市議会に提出するとともに、市民に公表し、説明責任を果たしていきます。

## 資 料 編

- 東久留米市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- 東久留米市教育振興基本計画策定に関する懇談会運営要領
- 東久留米市教育振興基本計画策定に関する懇談会委員名簿、懇談会開催日程
- 東久留米市教育振興基本計画【改訂版】（案）に対するパブリックコメントの実施経過

## ○東久留米市教育振興基本計画策定等委員会設置要綱

### (設 置)

第1 東久留米市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）の策定等に必要な事項を検討するため、東久留米市教育振興基本計画策定等委員会（以下「策定等委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 策定等委員会は、東久留米市の教育の現状や課題、今後の教育のあり方と具体的教育施策及びその他必要事項について検討し、教育委員会に報告する。

### (組 織)

第3 策定等委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育部参事
- (3) 教育部教育総務課長
- (4) 教育部学務課長
- (5) 教育部指導室主幹・統括指導主事
- (6) 教育部生涯学習課長
- (7) 教育部図書館長
- (8) その他教育委員会が必要と認めた者

### (委員長等)

第4 策定等委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育部長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定等委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任 期)

第5 委員の任期は、この要綱の施行の日から教育委員会に検討結果を最終報告する日までとする。

### (会 議)

第6 策定等委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 策定等委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 策定等委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見等を聴取することができる。

### (専門部会)

第7 第2条の所掌事項について、より専門的に検討するため、策定等委員会の下に策定等委員会が適当と認める者で構成する専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会には部会長及び副部会長を置き、策定等委員会が指名する。
- 3 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が出席できないときは、副部会長が議長となる。
- 4 専門部会は、必要に応じ、関係者の出席を求めて意見等を聴取することができる。

(意見の聴取等)

第8 策定等委員会は、教育振興基本計画の策定等にあたり、次に掲げる委員で構成する懇談会を開催し、意見等を聴取する。なお、懇談会の委員は教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 東久留米市文化財保護審議会委員 1人以内
- (3) 東久留米市社会教育委員 1人以内
- (4) 東久留米市スポーツ推進委員 1人以内
- (5) 東久留米市立図書館協議会委員 1人以内
- (6) 東久留米市文化協会の代表 1人以内
- (7) 東久留米市体育協会の代表 1人以内
- (8) 東久留米市立小・中学校に通う児童・生徒の保護者代表 2人以内
- (9) 東久留米市立小・中学校の代表 2人以内
- (10) 東久留米市民 2人以内

(報 償)

第9 懇談会の委員のうち、前条第9号に掲げる者を除き、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

(報 告)

第10 策定等委員会は、必要に応じて教育委員会に検討経過を報告し、協議するものとする。

(庶 務)

第11 策定等委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、策定等委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成27年6月30日から施行する。

#### ○東久留米市教育振興基本計画策定等に関する懇談会運営要領

(設 置)

第1 東久留米市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）の策定等に当たり、意見等を聴取するため、教育振興基本計画策定等に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組 織)

第2 懇談会は、東久留米市教育振興基本計画策定等委員会設置要綱（以下「策定等委員会設置要綱」という。）第8の規定による、委員13人以内をもって構成する。

(任 期)

第3 委員の任期は、策定等委員会設置要綱第2の規定による報告を完了するまでとする。

(座長及び副座長)

第4 懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によって選出する。

2 座長は議長となり会務を統括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5 懇談会は座長が召集する。

2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(傍 聴)

第6 懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

(庶 務)

第7 懇談会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年6月30日から施行する。

○東久留米市教育振興基本計画策定等に関する懇談会委員名簿

(平成27年10月13日現在 敬称略)

選出団体名	氏名	
学識経験者	[座長] 宮下 英雄	※元聖徳大学大学院教職研究科教授、全国小学校理科研究協議会元会長・顧問、NPO法人こども科学教育振興協会理事長、東久留米市次世代育成支援対策地域協議会会長、人権尊重教育の推進に係る検討委員会委員長、市教育振興基本計画策定に係る懇談会委員(座長)、市いじめ防止対策推進条例等作成懇談会委員
東久留米市文化財保護審議会	寺本 亮洞	※東久留米市文化財保護審議会委員
東久留米市社会教育委員会議	竹中 勝利	※東久留米市社会教育委員会議副議長
東久留米市スポーツ推進委員会	小暮 康夫	※東久留米市スポーツ推進委員会副委員長
東久留米市図書館協議会	鈴木 増雄	※東久留米市図書館協議会会長
特定非営利活動法人(NPO法人) 東久留米市文化協会	田端 六郎	※NPO法人東久留米市文化協会会長
特定非営利活動法人(NPO法人) 東久留米市体育協会	岡野 正義	※NPO法人東久留米市体育協会専務理事
市立小・中学校に通う児童・生徒の代表	矢部 美雪	※市立小・中学校PTA連合会委員(市立第七小学校PTA)
市立小・中学校代表	石居 信義	※市立第二小学校長
	齋藤 実	※市立久留米中学校長
公募市民	山本日出男	※市民大学運営委員
	関 美智子	※南中学校地区青少年健全育成協議会会長

懇談会開催日程

《第1回》平成27年10月13日(火)午後2時～4時、市役所7階703会議室

《第2回》平成27年10月28日(水)午後2時～4時、市役所7階703会議室

※会議録は市のホームページに掲載しています。

○東久留米市教育振興基本計画【改訂版】(案)に対するパブリックコメントの実施経過

《募集期間》平成27年9月15日(火)～10月16日(金)

《受付件数》6人(18件)

※ご意見及び市教育委員会の考え方については、市のホームページに掲載しています。

東久留米市教育振興基本計画【改訂版】

発行／東久留米市教育委員会

〒 203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

Tel 042-470-7785(直通)

Fax 042-470-7811

E-Mail: [kyoiku-somu@city.higashikurume.lg.jp](mailto:kyoiku-somu@city.higashikurume.lg.jp)

URL: <http://www.city.higashikurume.lg.jp/>